

中世ロンドンにおける治安維持（1）

石 田 謙

1 はじめに

イギリスの警官は通常ピストルを所持せず、警棒以外の武器を携帯していない。このようにイギリスの警官が丸腰なのは、その背後に、犯罪は住民みずから手で防ぐものであり、警官といえども一市民に過ぎないという基本的な考え方があるからである。そしてイギリス人のこの自警精神を培ったものの一つに、犯罪の発生を知った者はただちに叫び声を挙げて急を知らせ、一方これを耳にした者は何をさしあいても駆けつけて、みずから喚声を挙げながら追跡に加わるという「叫喚追跡」(hue and cry) の伝統があった。大声を挙げていっせいに賊を追跡し、一致協力して犯人を捕えるという行為を通して、人々の間におのずと自警の精神が育まれたのであった。作家ディケンズは1838年に発表した『オリヴァー・トゥイスト』のなかで、19世紀初頭のロンドンを舞台に繰り広げられる叫喚追跡の様子を、次のように生き生きと描き出している。

「泥棒だ、つかまえろ！ 泥棒だ、つかまえろ！」この声には魔法の力がこめられている。商人は店を、車ひきは車を、肉屋は皿を、パン屋は籠を、牛乳屋は桶を、使い走りの子供は包みを、小学生はおはじき玉を、道路工夫はつるはしを、子供は羽子板をほうり出す。そして、一同しゃにむに、めくらめっぽうに駆け出すのである。わめき、叫び、角を曲がりざま通行人をつき倒し、犬を吠え立たせ、

鶏を驚かせ、通りに、広場に、路地に、その叫び声をこだまさせながら、つゝ走る。

「泥棒だ、つかまえろ！ 泥棒だ、つかまろ！」何百という声がこの叫びに和し、街角に来るたびに野次馬の数が増える。泥をはね上げ、歩道を踏み鳴らして韋馱天走り。窓が開き、人が家から走り出る。群衆はただひたすら、前へ、前へ。道端のパンチ人形劇の見物人は、いちばんいい所というのに芝居をそっちのけ、追っ手の群れに加わり、叫び声はますます高まり、ますます勢いを増すばかり——「泥棒だ、つかまえろ！ 泥棒だ、つかまえろ！」¹⁾

この「叫喚追跡」と呼ばれる犯人追跡法はサクソン時代に起源をもち、1285年のウィンチエスター法 (Statute of Winchester) で確立されたものであるが、以後ディケンズの時代にいたるまで絶えることなく蜿蜒と引き継がれていったのであった。ウィンチエスター法は、1829年に首都圏警察法 (Metropolitan Police Act) が制定されるまでは治安維持を目的に制定された唯一の概括的な制定法であり、数世紀にわたって治安を維持するための基本原則を定めていたのである²⁾。そして、都市の治安維持の在り方を規定し、時の経過とともに次第に当初の機能を

1) C. Dickens, *Oliver Twist* (Everyman's Library) p.69.
小池滋訳『オリヴァー・トゥイスト』(上) (ちくま文庫)
128-129頁。

2) T. A. Critchley, *A History of Police in England and Wales* (2nd. ed. 1978), p.7.

果しえなくなつたとはいへ、その後数百年にわたって制度としての命脈を保つた Watch and Ward と呼ばれる自警制度もまた、このウインチスター法によって恒久的な制度として確立され、「叫喚追跡」は、実は、Watch and Ward に関する規定の一環としてウインチスター法に定められているのである。ところが、中世の Watch and Ward を直接対象とした研究は、これまでのところ我国にもイギリスにもなく、この制度が個別の都市で具体的にどのように運用・実施されていたのかは必ずしも明らかではない³⁾。イギリス最大の都市ロンドンについても中世の Watch and Ward を対象にした研究はなく、そもそも Watch and Ward のみならず、中世ロンドンにおける一般的な意味での治安維持の在り方についても、専らこれを対象とした研究は存在しないのである⁴⁾。そこで本稿ではまず、市参事会員(Alderman)による区(ward)を基盤にした統治ならびに外敵の侵入を阻止する物理的障壁としての市壁と市門と堀を中心に、また続編では、Watch and Ward に焦点をあてながら、13世紀後半から15世紀にかけてのロンドンの治安維持の在り方について考察してみたい。

3) 中世の Whatch and Ward を取上げたものとしては W. L.M.Lee, *A History of Police in England* (1901), Chapter III があるが、記述の典拠がほとんど示されてない。むしろわずか3頁ほどしか割かれていらないが G. T. Salusbury-Jones, *Street Life in Medieval England* (2nd. ed. 1948), pp.135-138 が典拠を示しながらロンドンを含むいくつかの都市の Watch and Ward について触れており得るところが多い。

4) グロスによって (C.Gross, *A Bibliography of British Municipal History* [2nd. ed. 1948], p.295) 「ロンドンの法と特権に関する最良の文献」とされている A. Pulling, *A Practical Treatise on the Laws, Customs, and Regulations of the City and Port of London* (1842) の Chapter XII (The Police)においても、中世に関する記述は2頁にも満たない (*ibid.*, pp.138-139)。一方スラップは “history of the city police-watch” に関する参考すべき文献として A. H. Thomas, intro. to *Cal. P. & M. R.*, IV, xxxvii-xxxix を挙げている (Thrupp, *Merchant*, p.88, n.140. なおスラップは *Cal. P. & M. R.*, III としているが、正しくは vol. IIIではなく vol. IVである)。トマスの記述はきわめて有用ではあるが、残念ながらそのために割かれているのはわずか3頁にも満たない。なお参考文献の略記形については本稿末に示した参考文献略記形一覧を参照のこと。

2 市参事会員と区

ロンドン市当局の権限が及ぶ中世ロンドンの市域 (City of London) は俗に1平方マイルといわれるテムズ側左岸(北側)の663エーカーほどの狭い地域で、その面積のほぼ半分は市壁に囲まれていた(図1参照)。この市域は24区(1394年以降25区)に分かれており⁵⁾、それぞれの区は区民によって選出された市参事会員の統治下にあった。

市参事会員を示す alderman という語は古英語の alder (長老、高貴な人) に由来しており、既に940年頃の史料にノルマンの征服以前の市参事会員を指すと考えられる上層市民の存在を示唆するものが残されている。この市参事会員と区との関係が本来どのようなものであったのか——区の発生が市参事会員に先行するのか、あるいは市参事会員の地域支配権が区の境界を生じさせたのか——は、なお未解決の問題を含んでいるが、通説に従えば、彼らは世襲の土地所有者で、soke と呼ばれる所有地に一種の領主裁判権を行使しており、この soke がのちの区の基盤になったと考えられている。実際12~13世紀半ばまでは市参事会員と区との間に土地所有関係が続いているらしく、それぞれの区は市参事会員の名を付して、たとえば「ゴドウィンの区」(Ward of Godwin) のように呼ばれてい

5) 区の数については1128年頃の史料が少なくとも20区の存在を示しており(このときロンドンは既に24区に分かれていたと推定されている)、1206年の史料で24区すべての存在が確認され、1394年には Farringdon 区が Farringdon Without 区と Farringdon Within 区とに分割されて25区となった。さらに1550年には Bridge Without 区が創設されて26区になったが、1978年に至ってこの区が廃止され、現在は25区である。したがって本稿が対象とする13~15世紀には、ロンドンは24区または25区によって構成されていたことになる(A.H.Thomas, intro. to *Cal. P. & M. R.*, IV, xxxix-xli; Jones, *Corporation*, p.27[なおこの文献の著者は Pickfordとのみ記されているが、A. E. J. Hollaender and W. Kellaway eds., *Studies in London History* (1969), p.477によって Pickfordは P. E. Jonesの筆名であることが明らかにされている]; B. Weinreb and C. Hibbert eds., *The London Encyclopaedia* (1983), p.295]。なおそれぞれの区の名称および面積については、図1および後掲第1表を参照のこと。

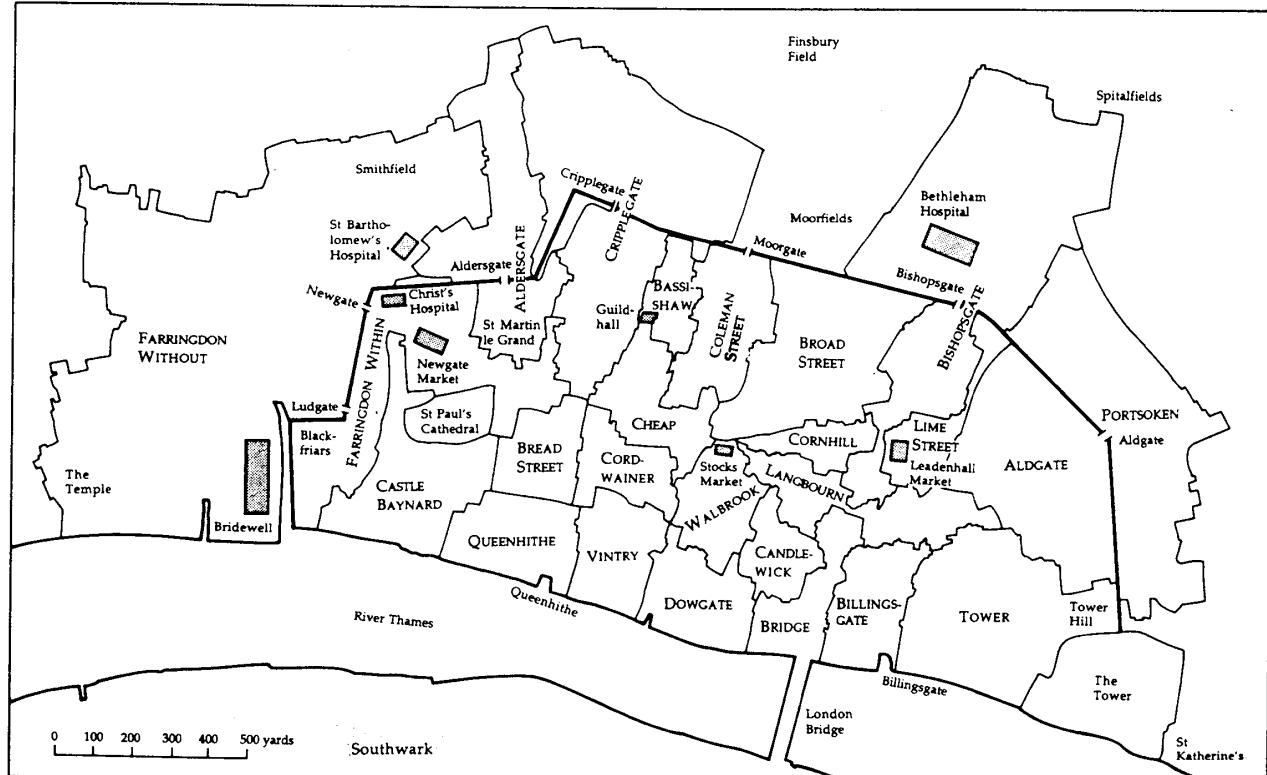


図1 中世ロンドンの市域と区

た。しかし1285年には24区すべての名称が人名とは関係なく地名によって表わされるようになっており、この頃までには既に市参事会員と区との間に土地所有関係はなくなっていたものと思われる⁶⁾。初期の市参事会員が世襲の土地所有者であったため市参事会員職も本来世襲であったが、区との間の土地所有関係が薄れるにつれ、世襲から区民による選出へと移っていった。区民によって選ばれた市参事会員のもっとも古い事例は1249年にみられ、13世紀後半から14世紀にかけて区民による選出が一般化する⁷⁾。

区を統治する最高責任者は市参事会員であったが、市の最高責任者である市長もこの市参事会員のなかから選ばれるのがロンドンの慣習であった。たとえば、のちに伝説化し、「ウィッティントンと猫」という民話の主人公にもなったリチャード・ウィッティントン (Richard Whittington) は、1397-1398年、1406-1407年、1419-1420年の3度にわたりロンドン市長の職を勤めあげたが、市長在任中は常にライムストリート区の現職の市参事会員であった⁸⁾。

ロンドンでは、市長であることは同時にいすれかの区の現職の市参事会員であることを意味したのである。また、市長ならびに市参事会員とともにロンドンの3つの主要な役職に数えられ、「市長の眼」とも称されたシェリフ (2名) は⁹⁾、2名中1名は現職の市参事会員である場

6) Beaven, *Aldermen*, II, xv-xvi; Jones, *Corporation*, pp. 36-37; Harben, *London*, pp. 6-7, 610-612.

7) Beaven, *Aldermen*, II, xvii; Jones, *Corporation*, p. 38. なお市参事会員の選出方法の具体的な変遷については *Cal. L. Bk., H*, pp. 58, 148, 436; *I*, pp. 18, 19, 241.

8) Beaven, *Aldermen*, I, 402. 市長が同時に現職の市参事会員であるというこの慣行が成文化されたのは1435年であるが、それ以前の市長で市長選出時に市参事会員でなかった事例が4例存在する (*Cal. L. Bk., K*, p. 191 and n. 2)。しかしこれは、1年の期間をおくことなく連続して市参事会員の職に就くことが禁じられた時期 (1377-84年) に生じた例外的な事例である。なお1377-94年の期間を除き市参事会員職は原則的に終身であった (Beaven, *Aldermen*, I, 392, 399; Thrupp, *Merchant*, p. 80)。

9) *Lib. Albus*, I, 4, 13, 42 (*Wh. Bk.*, pp. 4, 11, 37)

合が多く、またシェリフ就任時までに市参事会員を経験していない者もその多くがのちに市参事会員職に就いており、1371-1407年の間にシェリフとなった74名の場合は、そのすべてが生涯のうちに市参事会員を経験している¹⁰⁾。そしてロンドンでは、市長と市参事会員とで構成される市参事会 (Court of Aldermen) が司法、行政、立法の三権行使し、治安の維持に始まり商品の価格や労賃、さらには糞尿の処理にいたるまで、住民の生活のありとあらゆる分野をその統制下におさめていた。自宅前の敷石を高くすることさえ、市参事会の同意を必要としたのである¹¹⁾。なお、14世紀の半ば以降、重要な立法機能をもつものとして市参事会とは別に市会 (Common Council) が成立してくるが、市長と市参事会員はそこでもその核をなす不可欠の構成要素であり、市会は彼ら抜きでは何の決定もなしえなかった。また、市会に比べると市参事会の役割は中世を通じて相対的に大きく、市参事会の議事録は1700年の時点でもなお市会のそれの14倍もの量を誇っていたのである¹²⁾。こうして市参事会員層こそがロンドンの支配階層であり、ジョーンズの言葉を借りれば、市参事会員は「市政という木の主根」(tap-root of the municipal tree) なのであった¹³⁾。

では、この市参事会員層は具体的にはいかなる人々であったのだろうか。市参事会員には、文書上は「声望があって思慮分別のある」(reputable and discreet), 「正直で有能な」(more honest and sufficient) あるいは「十分な能力のある」(sufficient and able) 人物が選ばれることになっていたが¹⁴⁾、現実には区内に多くの不動産を所有する者が選ばれており、こうした不動産を含む莫大な富のみが市長や市参事会員の地位を約束していた。たとえば14世紀の後半

に市長ならびに市参事会員の要職にあったノーサンプトン (John Northampton) は、ダウゲイト区に染色小屋とそれに付属する2軒の借家、数ヶ所の土地、数件の借家と店舗、テムズ河の埠頭など多数の不動産を所有していたが、その大部分は1381年春から翌年の春にかけて購入したものであり、1382年3月に彼がこの区から市参事会員に選ばれたのは、これらの資産の取得によるものと見做されている。また、ノーサンプトンと同時期に市長や市参事会員の職にあったブレムバー (Nicholas Brember) の場合もロンドン市内に多数の不動産を所有していたが、彼はその一方で国王や外国商人に繰り返し巨額の融資をおこなっており、その資力は1382年の1年だけで、ヴェニスの商人に1250ポンド、国王に1333ポンドの貸付を可能にするほど巨大なものであった¹⁵⁾。そしてノーサンプトンやブレムバーにかぎらず、当時のロンドンの指導者層はいずれ劣らぬ莫大な富を築いていたのである¹⁶⁾。

ところで14世紀のごく初期には、前世紀からの名残りで家柄の威光がいまだ市政に重みをもってはいたが、次第に財力のみが力を持つようになっていき、15世紀にはいると、市参事会員層はもはやロンドンの旧家とは無縁の存在になっている¹⁷⁾。14世紀のうちに素姓や家柄に関係なく富を蓄積しうる社会が生み出されていったのであり、14世紀の市参事会員は、かつての世襲の土地所有者としての市参事会員とは異質のものになっていたのである。ブレムバーにしてもロンドンの古い家柄の出ではなかった。このブレムバー以外には、一人の書記を除いて、「ブレムバー」の姓をもつ人物をロンドン市の史料に見出すことはできない¹⁸⁾。家柄や素姓ではなく

10) Beaven, *Aldermen*, II,xxxvii.

11) *Cal. L. Bk.*, G, p.301.

12) Thrupp, *Merchant*, p.82; Jones, *Corporation*, pp.42-43, 44.

13) Jones, *Corporation*, p.38.

14) *Cal. L.Bk.*, H, p.436; I, pp.18, 241.

15) Bird, *Turbulent London*, pp.3-4, 6-7, 9-10, 51; Thrupp, *Merchant*, p.120. なおロンドンでは1370-1380年代にかけて市を二分して争われた抗争が生じているが、ノーサンプトンとブレムバーは激しく対立する勢力のそれぞの指導者であった。

16) その他の代表的な人物の事例については Bird, *Turbulent London*, Chapter I を参照。

17) Thrupp, *Merchant*, pp.39-40, 81, 102.

18) Bird, *Turbulent London*, p.2.

く、経済力こそが市長や市参事会員の席を得るために必須条件になつていったのである。

13世紀の後半以降ロンドンでは、バルト方面ならびにスペインとの貿易の拡大を背景に魚商(Fishmonger) や皮革商(Skinner) をはじめとする新興の商人層が台頭しはじめ、それにともない種々の職業の組織化が促進された。その結果、14世紀にはいると市民権の取得は、主としてクラフト(craft) またはミステリー(mistery) と呼ばれる正式に組織された職業(のちにカンパニー[company] またはフェローシップ[fellowship] と呼ばれるようになる)を介しておこなわれるようになった¹⁹⁾。したがって、その時期以降の市参事会員は何らかのクラフトに属していることが明らかにされているが、14世紀の市参事会員の9割以上は絹織物商(Mercers)、食料品雑貨商(Grocers)、魚商、毛織物商(Drapers)、金細工商(Goldsmith)、皮革商、葡萄酒商(Vintners)の7つのクラフトに集中している²⁰⁾。これらの7つのクラフトは、いずれも後に「12大リバーカンパニー」(Twelve Great Livery Company)として知られるようになる大カンパニーに数えられるものであるが、市参事会員を輩出しているこの大カンパニーは、同時に「商人カンパニー」(merchant company)とも呼ばれ、これらの個々のクラフトにおいては、主として卸売業に従事する商人がこれを支配していた。もっとも中世後期における「商人」という用語は、単に「買って売る人」を意味するのではなく、基本的には卸売業に従事しつつも、それに関連するいくつかの職種・職域に複雑にかかわっていた企業家を意味しており²¹⁾、市参事会員層もこうした「商人」であった。前述のブレムバーの場合も食料品雑貨商ではあつ

たがその取扱い品目は、鉄をはじめ葡萄酒類・大青・羊毛・羊皮と多岐にわたっている²²⁾。またブレムバーとともに市参事会員の職にあり、やはり食料品雑貨商の一人であったカーライル(A. Carlille)の場合は、自宅の庭に作業場をもち、みずからを綱製造業者(corder)と称し、雇人を用いて綱製造にもかかわっていた²³⁾。大カンパニーに属する商人は、その活動を自己の属するクラフト名が示す職域に限定せず、かつまた純粹な商業活動にも限定せずに、生産部門までを含む広く複数の営業領域・職種から利益を得ており、市参事会員層の巨大な富は、こうした商人活動によってもたらされたものであつた。

ロンドン市政をになった市長・市参事会員層はロンドンの最高権威者であつて、その役職にまつわる威信にも著しいものがあった。彼等に対する不作法な言辞は、そのまま国王に対する不敬と見做され、単に不品行という以上に罪であると考えられていた。事実、ギルドホールの公金を孤児のために使うと称しながら、市参事会員たちが、実はその金を私用に供していると語ったがために投獄された掃除人夫(1299年)や、人を殴っている男を止めにはいった市参事会員に向かって、邪魔されたからもっと殴ってやると叫んだのは市参事会員に対する礼を失しているとして投獄された製靴工(chaucer)(1343年)、さらには、公道にゴミを捨てないよう注意した市参事会員を泥棒よばりして投獄された女性(1364年)など、市参事会員に対する侮蔑的言辞のために投獄、罰金、曝刑などの刑罰を科せられた者の記録が数多く残されている²⁴⁾。また市参事会員の妻は、騎士やエスクワイ

19) Williams, *Medieval London*, pp.190-191; R. Gray, *A History of London* (1978), p.106; Thrupp, *Merchant*, p.3.

20) Beaven, *Aldermen*, I, 329. なおベヴンの数値にもとづき14世紀の市参事会員の所属クラフトを一覧表にしたものは、拙稿「中世ロンドンにおける非市民層の増大」(『社会経済史学』42巻6号、1977年、26頁)に示してある。

21) Thrupp, *Merchant*, p.6. こうした商人活動の具体的な例は *ibid.*, pp.8-11.

22) Bird, *Turbulent London*, pp.4-5.

23) Thrupp, *Merchant*, p.11 and n.19.

24) Riley, *Memorials*, pp.40-41; *Cal. P. & M. R.*, I, 197; II, 6. このほか Riley, *Memorials*, *Cal. L. Bk.*, *Cal. P. & M. R.* の随所に多数の事例を見出すことができるが Thrupp, *Merchant*, p.18 にもそのうちの数例が示されている。なお 1299 年の事例で孤児についての言及があるのは、市参事会員には市の法と慣習に従って孤児の権利を庇護する義務があった (*Lib. Albus*, I, 307 [*Wh. Bk.*, p.267]) からである。

アの婦人が用いていた「レディ」(Lady)の敬称を生涯——たとえ未亡人になろうとも、また役職を持たない男性と再婚しようとも——用いることが許されていた²⁵⁾。さらに1379年の人頭税の記録によれば、その課税額において市長は伯爵と、また市参事会員は男爵と同格であり²⁶⁾、彼らの社会的地位の高さがおのずと示されている。

既に述べたようにロンドン市政を制したのは、市長と市参事会員とで構成される市参事会であったが、個々の市参事会員は何よりもまず区と結びついた存在であった。市参事会員が市会の任命によるのではなく、区を単位として選出されるのは他都市にはみられないロンドン固有の制度であり²⁷⁾、住民の生活は市参事会員の統治のもと区を基盤として展開され、中世のロンドンは、それぞれの市参事会員によって統括された24区（または25区）の連合体とでもいうような様相を呈していたのである。そこで次節では、区の最高責任者としての市参事会員がいかにして区内の住民を掌握し、これを統治していたのかを治安維持の視角から見てみたい。

3 市参事会員による住民の掌握

きわめて多岐にわたる市参事会員の責務のなかでも治安の維持はもっとも重要なものの一つで、市参事会員が就任にさいして読み上げる宣誓文にも、まずもって「ロンドンの治安を護るために」職務を遂行する旨記されている²⁸⁾。市長と市参事会員はチャールズI世によって下付された1638年の勅許状によって職務上「治安判事」として正式に認められているが²⁹⁾、彼らは治安判事制度の確立（1361年）以前から事実上治安判事としての機能を果たしており、既に1298年の文書に、ある市参事会員が「治安官として」(*tanquam ministerpacis*)、あるいは「区

の判事にして守護者として」(*tanquam Justic' et Custodi villa*)活動していることが記されている³⁰⁾。

治安維持の責務を負う市参事会員にとって、まず為すべきことは自区内の住民の把握であった。市内の安寧を保つよう求める国王エドワードII世の要請を受け、市長と市参事会員ならびに各区から召集された4～6名の有力者が1312年に治安の維持を目的とした法令を制定しているが、そこでは、市参事会員に対して区内のすべての家屋を記録し、その保有者（世帯主）と家族の氏名を書き留めるよう義務づけている³¹⁾。また14世紀後半の史料も、市参事会員が区内のすべての居住者を記録した名簿を保有していたことを伝えており³²⁾、名簿の作成を通じて市参事会員が区内の住民を掌握するのがロンドンの慣行になっているのを知ることができる。14世紀のロンドンの人口は40,000人前後と推定されており³³⁾、単純計算では、一人の市参事会員が平均して1,600～1,700名を収録した住民名簿を保持していたことになる。

こうして名簿に記載されることによって、ロンドンの住民は恒常的に市参事会員の掌握下にあったが、1381年のいわゆるワット・タイラーの乱によってロンドンが混乱状態に陥り緊迫した状況におかれた折には、市参事会員は住民に

30) *Cal. E. M. C. R.*, p.6. この文書で用いられている*villa*という語はおそらく市ではなく区(ward)を意味している(*ibid.*, p.6,n.2)。

31) Riley, *Memorials*, p.96.

32) *Lib. Albus*, I, 389 (*Wh. Bk.*, p.336). *Liber Albus*は1419年に編纂されロンドンの法規と慣習を集大成したものであるが、ここに収められている市参事会員による住民名簿の作成に関する文書は、もともとは1363年の法令の一節である(*Cal. L. Bk.*, G, p.154)。なお1723年刊行のW. Bohun ed. *Privilegia Londini: or the Rights, Liberties, Privileges, Laws, and Customs of the City of London*にも、市参事会員が区内のすべての住民の氏名、住所、職業を記載した名簿を保持すべきことを定めた文書が収められており(*ibid.*, p.385)，市参事会員による住民名簿の作成・保持という慣行が長期にわたって維持されていたことを示している。

33) Williams, *Medieval London*, p.317; R. Hilton, *Bond Men Made Free, Medieval Peasant Movements and the English Rising of 1381* (1973), p.187; R. Gray, *A History of London*, pp.90, 330-331.

25) Thrupp, *Merchant*, p.18.

26) *Rotuli Parliamentorum* (n.d. [1771-83]), III, 58.

27) Jones, *Corporation*, p.38.

28) *Lib. Albus*, I, 307 (*Wh. Bk.*, p.267).

29) W. G. Birch ed., *The Historical Charters and Constitutional Documents of the City of London* (1887), pp. 169, 290-291

秩序の回復への協力を誓約させ、そのうえで誓約者の氏名を一人一人記録するという措置をとっている。すなわち一揆の指導者タイラーの殺害（6月15日）後に発せられた市参事会員宛の市長の指示書（6月20日付）によれば、市参事会員はすべての世帯主を召集し、彼らに対しては、流言蜚語に惑わされることなく国王に忠誠を尽くし、市参事会員と生死を共にして騒乱をもたらす人々に抵抗するよう聖書（*Livre*）にかけて誓わせたのである。そのうえで市参事会員は、誓約を拒否した者を逮捕するよう命じられてもいる³⁴⁾。平常とは異なる緊迫した状況に直面し、市参事会員は「聖書にかけた誓約」という踏絵を通して、より強固に区民の掌握をはかっているのである。

ところで13世紀の末には、市参事会員の手によらず、職業(trade)を通じて住民を把握し、治安の維持に役立てようとする試みがなされていた。すなわち1282年に制定された法令には、不審人物の調査に資するため、あらゆる職業組織がその職に従事している者すべての氏名と住所を明らかにすべきことを定めた条項が認められ、また1297年には、同業者仲間の有力者の手で、すべての親方、徒弟、雇人の名簿を作成して素行調査を実施し、好もしからぬ人物については市参事会に報告すべきことが定められている³⁵⁾。13世紀の後半は、近隣の農村地域から職を求めてロンドンに流入する者が増加し始め、その結果、様々な職域で流入する「余所者」を取り込みながら、職業の組織化＝同職組合の形成が促された時期であった。職業組織を介して住民を把握しようとする上述の試みも、こうした社会の趨勢を反映したものだったろう。しか

34) Riley, *Memorials*, pp.451-452.

35) *Ibid.*, p.21; *Cal. L. Bk. B*, p.241.なお1285-1298年にかけてロンドンはみずから市長（*Mayor*）を選ぶ権利を奪われ、この期間は国王に指名された *Warden (custos)* が *Mayor* にとって代っている。したがって *Mayor* と *Warden* の訳語は厳密には区別すべきであるが、*Warden* に対応する適切な訳語を思いつかないこと、また *Warden* の職務内容も *Mayor* を引継いだものであることを考慮し、本稿ではとりあえず *Mayor* と *Warden* の双方に「市長」の訳語をあてている。

し絶え間ない流入人口の増大は、一方で同職組合の形成＝余所者の同職組合への吸収を促進しながら、他方では同職組合の境外で就業する人々をも生み出すことになった。同職組合の形成につれ、14世紀の初めまでには同職組合の親方として就業することと市民権の取得との間に表裏一体の関係が成立してくるが、同職組合に帰属しない人々は、おのずから市民権を持たない住民＝非市民（non-freeman）であった³⁶⁾。そして14～15世紀を通じて非市民の数は、少なく見積もっても市民の3倍に達していたと推定されているのである³⁷⁾。この非市民層には、同職組合の親方のもとで就業する徒弟や雇人とともに、同職組合に組込まれることなくその組織外で就業する人々も多数含まれていたから、こうした状況下では、職業組織を介して住民を掌握するという方策は有効性を欠くことになる。住民の把握がもっぱら区を単位として市参事会員を通じておこなわれるようになつたのも、このような社会状況と無縁ではなかつたろう。

ロンドンへの流入人口の増大はとりもなおさず余所者の増加を意味した。したがって治安の維持という点では、余所者への警戒と対応が大きな意味をもち、余所者への警戒は、まずもつて彼らが滞在する宿泊施設への統制という形で現われている。たとえば職業を通じての住民の把握を規定した1282年の法令は、同時に市参事会員に対して宿屋の調査を実施するよう求めていた。この法令で市参事会員は、不審人物の取締りのため2名の有力区民とともに、区内の宿屋の経営者と宿泊者を個別に審問し、宿泊者の数と身分や境遇、俗人なのか聖職者なのか等々を調査するよう求められているのである。この事例にもみられるように、宿泊施設の調査については市参事会員が区内の有力者の協力を得てこれを実施している場合が多く、1321年には、区内の「もっとも賢明で信頼しうる人々」が召

36) 流入人口の増大と同職組合の形成、さらには市民層と非市民層とのかかわり等については、さしあたり前掲拙稿「中世ロンドンにおける非市民層の増大」を参照。

37) *Cal. P. & M. R.*, II, intro. lxii.

集され、彼らの手で区内のすべての宿泊施設が検分されている³⁸⁾。

1381年の一揆のおりにも市長から市参事会員宛に、自区内のすべての宿屋の主人を召喚して宿泊人の氏名を書き出させ、宿泊人については宿屋の主人に責任を負わせるよう命じる指示書が出されている³⁹⁾。この指示書が出されたのはタイラー殺害直後の6月16日であり、先に触れた住民に対して忠誠の誓約を求めた指示書(6月20日付)と比べると余所者への対応はより素早く、治安維持にとって余所者への警戒が大きな比重を占めていたことを物語っている。

ところで、後述するように市参事会員は定期的に区民集会(wardmoot)を主催し、そこではならず者や売春婦の摘発、火災の防止や塵芥処理に関する事柄、さらには不正な商取引や不当な賃金の摘発など、住民の生活に関わりの深い事項が審理されていたが⁴⁰⁾、市長が各市参事会員に対し区民集会での入念な審理を指示した1343年の文書には、宿泊施設に関する事項がことさら取り上げられている。すなわち、世評好ましからぬ人物が宿泊業を営むことのないよう、また、宿屋の主人が素行不良者を宿泊させることのないよう取締るべきこと、さらには、不審人物の宿への来着にさいしては市の役人に通報し、宿泊客には武器を身に着けて外出しないよう警告しなくてはならない旨指示されているのである⁴¹⁾。こうして宿泊施設の管理・統制は、区を統治していくうえで市参事会員にとって常に大きな関心事であった。

一方、一定の日数を越えて市内に滞在しようとする者には十人組(frankpledge)への加入が義務づけられ、13世紀の初めには、2人の保証人を立てて十人組に加入するのでなければ三晩以上ロンドン市内に滞在してはならないとされ、

規定の日数を越えて市内にとどまり、犯罪を犯しながら裁判に出頭しない場合は、十人組に加入していない人物を自区内に滞在させたとして市参事会員に罰金を科すよう定められていた⁴²⁾。この「三晩」の規定は13世紀末には「一昼夜」となり、宿泊者の裁判への不出頭に対しては、市参事会員ではなく、当該人物を宿泊させた宿屋の主人が直接責任を負い、裁判では当事者に代って答弁するよう義務づけられた⁴³⁾。

こうして、十人組に加入することなくロンドン市内に一昼夜以上とどまることは許されず、また宿屋は、その行動に責任を負えない人物を宿泊させてはならないとされ、ロンドンの治安維持を目的としたおそらく最初の包括的な規定である1329年の布告も、このことを明記している。この布告は、武器携行の禁止や居酒屋の営業時間の規制あるいは夜間の外出禁止など、治安の維持に関する項目を列挙し、違反者に対しては罰金・投獄から市民権の剥奪にいたるまでの罰則を定めているが、余所者を一昼夜以上宿泊させた場合については、なぜか罰則規定が設けられていない⁴⁴⁾。このため1345年には、罰則規定が存在しなかつたために法令が遵守されなかつたとして、宿屋が不審人物や評判の思わしくない人物を宿泊させた場合には、40シリングの罰金を科すべきことが新たに定められている⁴⁵⁾。1329年の布告には、晩鐘後の居酒屋の営

42) *Lib. Albus*, I, 90-91 (*Wh. Bk.*, p.80). ヘンリーIII世治世第13年(1228-1229)の巡回裁判の記録から採ったもの。

43) *Cal. L. Bk.*, A, p.216; *Lib. Albus*, I, 268 (*Wh. Bk.*, p.234).

44) Riley, *Memorials*, pp.172-174. スコットランドならびにフランスとの戦争に終始したエドワードIII世時代(1312-77)に、ロンドンでは外国勢力の侵入を阻止し、市内の治安を保つことを目的とした多くの法令や布告が公布されており、この1329年の布告も、フランスへの遠征のため国王がイギリスを離れている間の治安維持を目的として市参事会員が定めたものである。

45) *Lib. Albus*, I, 476 (*Wh. Bk.*, p.409). *Liber Albus*には制定年代が示されていないが、*Cal. L. Bk.*, F, p.127によれば、この規定は1345年7月頃に定められたものと思われる。なお、宿泊客の行動に責任を負う用意がなければ余所者を受入れてはならないと定めた文書としては、このほかに*Cal. L. Bk.*, G, pp.102, 182; Riley, *Memorials*, p.453.

38) Riley, *Memorials*, pp.21, 143. このほか余所者の滞在ならびに宿泊施設の調査に関して区内の有力者に協力を求める事例としては*Cal. L. Bk.*, D, pp.213-214; Riley, *Memorials*, pp.96-97; *Cal. P. & M. R.*, I, 189.

39) *Cal. L. Bk.*, H, p.167.

40) *Lib. Albus*, I, 332-338 (*Wh. Bk.*, pp.287-292).

41) *Cal. P. & M. R.*, I, 156.

業を禁じ、違反の回数に応じた罰則を定めた条項も含まれているが、それによれば、最初の違反が罰金 40 ペンス、以下回を重ねるごとに½ マーク (80 ペンス), 10 シリング (120 ペンス) と増え、4 回目の違反で 20 シリングの罰金であった⁴⁶⁾。したがって、この居酒屋に関する罰金額と比べると宿屋に対する 40 シリングの罰金は相対的に重く、ここからも、治安の維持にとって宿泊施設の取締りが、ひいては余所者への統制がより大きな関心事であったことが窺えるのである。

ロンドン市内で鎧を身に纏い、剣などの武器を持ち歩くことを禁ずるのは治安を維持するうえでの重要な規制の一つであり、上述の 1329 年の布告にも武器携行の禁止が謳われているが、同じ布告は同時に、すべての宿泊施設に対し、この布告の要点を宿泊客に通告するよう義務づけている。また、通告を怠ったがために客の武装や武器の携行が発覚した場合には、客に代って宿屋の主人を罰する旨も定めており⁴⁷⁾、この時期以降公布された治安維持に関する布告には、宿屋の主人に対して、宿泊客に武器の携行禁止を通告し、宿泊中は客の鎧や武器を預かるよう命ずる条項が含まれるようになる。1372 年には、宿泊客に短剣を屋内に置いておくよう通告しなかったとして、布告の公布直後に投獄された宿屋の記録が残されているが、この男は当局の処罰がよほど腹に据えかねたのか、没収された短剣の請け戻しを求められたときにはこれを拒否し、さらに市長の出頭命令も無視している⁴⁸⁾。

一方、宿屋の経営者については人品そのものが規制の対象とされ、市参事会が「立派で法を

遵守する人物」(boun et leal homme) と認めなければ宿泊施設を経営してはならないと定められていた⁴⁹⁾。こうして余所者のロンドン市内への滞在には宿泊施設の規制を通じて様々な規制が加えられていたが、マナー体制の崩壊を背景に絶え間なくロンドンに流入する余所者を前にして、こうした規制は必ずしも市参事会員の思惑通りに機能していたわけではない。1384 年 6 月に合意された市参事会の申し合わせは、従前に比してロンドンとその近郊で窃盗をはじめとする種々の悪行が頻発していると訴え、もし泥棒や素行不良者がロンドンとその近郊の住民に匿われたり、あるいは客がどんな人物であるかについて関心を寄せない宿屋に滞在するということがなければ、そのような事態を招くこともなかったと指摘したうえで、こうした事態の打開策として、すべての宿屋に対し、客の人物とその行動に責任を負うのでなければ何人をも一昼夜以上宿泊させてはならないこと、また、その行動に十分な保証が得られないならば、「旅人」(travaillyngmen) と呼ばれる余所者を食卓に迎えてはならないことをすべての宿屋に誓約させるよう求めている。そしてこの誓約に反した場合には罰金 100 ポンドを科すとしたうえで、さらに、とかくの風評のある人物や窃盗の嫌疑のある人物を宿泊させている同業者について知るところがあれば、これを市長に通報すべきことをも誓約によって義務づけている⁵⁰⁾。

ところで、この規定のなかでとりわけ目を惹くのは罰金の重さである。1345 年の規定にみられる 40 シリングでさえ相対的に重い罰金であることは既に述べたが、100 ポンドはその 50 倍もの額である。1350 年および 1362～1363 年に定められたロンドンの賃金規制によれば、熟練を要する石工や大工の日当が 5 ペンス (冬期)～6 ペンス (夏期)、不熟練労働者で 3～

46) Riley, *Memorials*, p.173. なお 5 回目の違反は、恒久的な営業停止。

47) *Ibid.*, pp.172–173, 174.

48) *Cal. L. Bk., G*, p.294; *Cal. P. & M. R.*, II, 146. 宿泊客に対して武器携行の禁止を通告するよう宿泊施設に義務づける文書は、このほかに *Cal. L. Bk., G*, p.33; I, p.73; K, pp.282–283; Riley, *Memorials*, pp.272, 453; *Cal. P. & M. R.*, I, 154; II, 219; *Lib. Albus*, I, 388 (*Wh. Bk.*, p. 335).

49) *Lib. Albus*, I, 268, 282 (*Wh. Bk.*, pp.234, 246). このほか同趣旨の規定は *Cal. L. Bk.*, C, p.16; G, p.149; *Cal. P. & M. R.*, I, 156.

50) *Cal. P. & M. R.*, III, 78–79.

3 ½ ペンスであった⁵¹⁾。また 40~50 ポンドの商品のストックがあれば大カンパニーの親方（組合員）として自立することも可能であったとされており⁵²⁾、これらの数値と比較すれば 100 ポンドという罰金の際立った重さはおのずと明らかである。したがって 100 ポンドという罰金額は、宿泊施設の経営者にとって一般的には支払い困難な額であったと考えられ、実際に科せられたものというよりは、心理的な抑止効果を狙って提示された額であったと思われる。しかし流入する余所者の存在は、このような高額の罰金を、しかも「誓約」という手段に訴えて提示せざるをえないほどに、治安対策上大きな脅威となっていたのである。このとき報告されているロンドンの宿屋の軒数は 197 軒を数え⁵³⁾、人口約 4 万、たかだか 1 平方マイルの地域に存在する宿屋の数としては際だって多いといわねばならない。200 軒にも及ぶ宿屋の数には、絶え間なくロンドンに押寄せる夥しい余所者の存在が映し出されている。

こうして市参事会員は名簿を作成して自区内の住民を直接掌握し、あるいは宿泊施設を通じて余所者をその統制下におき区内の治安の維持に努めていたが、他方、外部からロンドンへの攻撃が予想される状況のもとでは、区民を武装させ、その指揮をとるのも市参事会員の重要な責務であった。たとえば百年戦争開始直後の 1338 年 7 月、市参事会員は、フランスの侵攻に備えて能力に応じて武装するよう区民に命じ、これを拒否した者を市に対する逆徒として投獄

する措置をとっている⁵⁴⁾。またイギリス南岸を脅かしていたフランスに備え 1337 年に公布された法令によれば、市参事会員は自区の住民に対して武具（hernoys, harness）を身に纏って治安を護る用意がある旨誓約させるとともに、みずからの旗のもとに区民を隊列に組織し、これを率き連れて市の防衛に努めるよう定められている⁵⁵⁾。なお、ロンドンでは 1338 年頃に武器の貯蔵所として “Bretask” と呼ばれる建物が建てられ、市はここに 7 台の投石器 (springalds) と金属製の矢羽と矢尻を有する 380 本の矢および木製の矢羽と矢尻を有する 500 本の矢などの武器を貯蔵し、さらにオールドゲイトやギルドホールにも武器を貯蔵していた⁵⁶⁾。こうして区民は市参事会員の指揮下、必要に応じて武装して市の防衛にあたるよう求められたが、ロンドンではすべての住民が多かれ少なかれ武器の使用になれ、軍事訓練を行なっていたといわれる⁵⁷⁾。ちなみに 1414 年には、ハンドボールやフットボール、あるいは輪投げ (coytes) や賽子遊び、さらに石投げや九柱戯などの「無益な遊び」を禁ずる一方、住民に弓の訓練を命じて、これに違反した場合には 6 日間の投獄に処すと定めた布告が出されている⁵⁸⁾。

軍事上の指揮官でもある市参事会員は、区内の住民が保持する武器や武具についてもこれを把握している必要があった。1215 年頃作成されたとみられる文書にも、既に市参事会員が住民の武器を点検し、十分な武器を持たない者については、これを記録して市長に報告していたことが記されている⁵⁹⁾。武器をとって戦うことのできる者が区内に何人いるのか市参事会員に報

51) Riley, *Memorials*, pp.253-254; *Cal. L. Bk.*, G, p.148. ここに示されている労賃は、労働者勅令 (1349 年) や労働者規制法 (1350 年) に対応して規制された額であるから、実際にはこの額以上の労賃が支払われる場合も多かったと思われる。たとえば 1359 年には 1 日当りに換算して、大工が 7 ~ 8 ペンス、タイル工と左官が 7 ペンス、左官の配下の職人が 5 ペンスを得ていたことを示す文書が残されている (Riley, *Memorials*, p.305)。

52) Thrupp, *Merchant*, p.11.

53) *Cal. P. & M. R.*, III, 79. ロンドンの 24 区中 4 区については報告がなく、また宿屋の存在しない区が 3 区あるため、この 197 という数は残る 18 区に存在する宿屋の総数である。ちなみに 197 軒中ほぼ半数の 95 軒が市壁外(西侧) の Farringdon Without 区に集中している。

54) *Cal. P. & M. R.*, I, 168.

55) *Cal. L. Bk.*, H, pp.64-66. このほか区民の武装を命じた文書としては Riley, *Memorials*, p.96; *Cal. L. Bk.*, D, p. 214.

56) Riley, *Memorials*, pp.204, 207.

57) Jones, *Corporation*, p.95. ただしジョーンズはその史料上の根拠を提示しておらず、また軍事訓練が具体的にどのようなものであったかについても触れていない。

58) *Cal. L. Bk.*, I, p.125.

59) M. Bateson, "A London Municipal Collection of the Reign of John," *English Historical Review*, XVII (1902), pp.726-728.

告を求める 14 世紀の文書がいくつか存在するが、上述の 1337 年の状況のもとで市参事会員に宛てられた命令書は、武器を執る事のできる者についてその氏名を報告するよう求めるとともに、武器の費用を負担することができない者については、彼らを盾持ち (*pavisours, shield-bearers*) として活動させるために十分な数の盾を支給するよう指示している。また、このとき出された別の命令書は、武装可能な区民の数とは別に、市の防衛のために一週につき一定の金額を負担できる者と 3 週間につき一日の労役を提供できる者についてもその数を報告するよう市参事会員に求めており、金銭にせよ労力にせよ、ロンドンの住民が各自の負担能力に応じて市の防衛を分担していたことを示している⁶⁰⁾。1310 年の法令によれば、市参事会員は市の防衛費用として区内のすべての家屋を対象に、その所有者の資力に応じて 1 ペニーないしは $\frac{1}{2}$ ペンスを課しており、また 1312 年の法令は、聖職者、俗人の別なくすべての住民が、資力に応じて 1 日ごとに 1 ペニーか $\frac{1}{2}$ ペニーまたは $\frac{1}{4}$ ペニーのいずれかの額を拠出すべきことを定めている⁶¹⁾。後者の場合、分担金の徴収期間がどの程度の長さに及んでいたのか明らかではないが、日当 3 ペンス前後の不熟練労働者にとっては、たとえ賦課税が $\frac{1}{4}$ ペニーであったとしても、かなりの負担であったろう。

こうして市参事会員の統治のもと、区を基盤として治安を維持するための体制が敷かれていたが、外界から市の中心部を隔て、外敵の侵入を阻止するうえで物理的な障壁となっていたのが市壁と市門と堀 (ditches) であった。そこで次節では、中世のロンドンで市壁や市門や堀がどのように維持・管理されていたかを考察して

60) *Cal. L. Bk., H*, p.66. このとき具体的な金額は示されていない。なお、武装可能な人員数の報告を市参事会員に求めた文書としては、このほかに *Cal. P. & M. R.*, I, 102; *Cal. L. Bk., H*, pp.228-229.

61) *Cal. L. Bk., D*, 214; Riley, *Memorials*, pp.96-97. このほか 1338 年の文書も、市の防衛と武器の供給に要する費用をすべての住民が分担すべきことを定めているが、その具体的な金額は示されていない (*Cal. P. & M. R.*, I, 189)。

みたい。

4 市壁 市門 堀

ロンドンの市壁の基礎はローマの支配下にあった 2 世紀後半にケント産の割石 (ragstone) を用いて築かれた。その後、取壊しと修築が繰り返され、12 世紀までには当初は存在していたテムズ河沿いの市壁が完全に消滅したが、13 世紀以降は市壁の位置に変化はなく、ロンドンは図 1 にみられるように南のテムズ河沿いを除く 3 方を市壁に囲まれた都市となった。市壁の厚さは 6 ~ 9 フィート、高さ約 18 フィート、市壁の外周には幅 40 ~ 60 フィートの堀が巡らされていた⁶²⁾。市門のうちオールドゲイト、オルダーズゲイト、ラドゲイト、ブリッジゲイト、ニューゲイトの 5 門はローマ時代に建てられたもので、1000 年頃にはあらたにビショップスゲイトとクリップルゲイトの 2 門の存在が確認され、さらに 1415 年にはムアゲイトが建てられた。またロンドン塔の近くとオルダマンベリー (Aldermanbury) との 2 か所には通用門 (postern) が設けられていた⁶³⁾。

市壁や市門は必要に応じて修理・修築が施されたが、修築工事の必要性は、歳月の経過にともなう損傷によってのみもたらされたとは限らない。1310 年に国王がロンドン市長とシェリフに宛てた令状は、市壁や市門や通用門を破壊し、市壁から石材を、また市門や通用門から木材を持ち去る者の存在を伝えるとともに、審問を実施し、罪状が明らかとなった者に対しては持ち去った物を返還させ、再発防止のために厳罰に処すよう命じている⁶⁴⁾。

市壁の修理費は、一般的には市内に持込まれる商品に賦課される市壁税 (murage) によって

62) B. Weinreb and C. Hibbert eds., *The London Encyclopaedia*, p.479; Harben, *London*, pp.606-607; Baddeley, *Cripplegate*, p.6; Stow, *Survey*, I, 6. 市壁の幅と高さの数値には文献によって若干の差異がみられるが、ここではワインレブに拠った。なお堀の幅はバドリの数値に拠る。

63) Harben, *London*, p.251; B. Weinreb and C. Hibbert eds., *The London Encyclopaedia*, p.479.

64) Riley, *Memorials*, p.79.

まかなわれた。市壁税は国王の認可を得て期間を限って課税され、1278年には、鯨1000尾につき $\frac{1}{2}$ ペニー、葡萄酒1樽につき2ペンスなど約300品目への3年間にわたる課税が認められている⁶⁵⁾。1314年に1年の期限で認められた市壁税の場合は、翌年、その税収によってフリート川とブラックフライアーズ (Black Friars) との境界の市壁と櫓(turret)を完成させることを条件に1年間の延長が認められ、このとき作成された課税計画書には毛布12枚につき1ペニー、豚6匹につき $\frac{1}{2}$ ペニーなど約150品目にわたる税額が示されている。これらの品目に関しては上述のように数量に対応した税額が設定されているため、価格に対する税率は明らかではない。しかし同じ文書は同時に、そこに具体的に挙げられた品目以外の商品に対しては価格20シリングにつき1ペニーを賦課する旨定めているので、この場合は、商品価格の0.4パーセントが徵収されたことになる⁶⁶⁾。1386年に10年間にわたる市壁税が認められたときにも同様の課税計画書が残されているが、このときの価格に対する税率は20シリングにつき2ペンスで、1314年の2倍(約0.8%)の水準であった⁶⁷⁾。

市壁税の実施が決まると税の徵収をはじめ、課税計画を遂行する人々が任命された。1386年に認可された上述の市壁税の場合、まず市会が、市長ならびに市参事会員と協力して課税計画を実行に移すべく32名の人物を選出している⁶⁸⁾。

65) *Cal. L. Bk., A*, p.222-224.

66) *Cal. L. Bk., E*, pp.63-66. この市壁税の目的の一つであった櫓の工事は、ニューゲイト牢獄の修理を優先するために一時延期され、1317年に至ってあらためて2年間の市壁税が認可されている (*ibid.*, p.66)。

67) *Cal. L. Bk., H*, pp.297-299. 1315年、1386年のいずれの場合も具体的に提示された品目はほぼ同一で約150品目であるが、このうち馬についてのみ、1頭40シリング以上の馬は税額1ペニー(1315年)または2ペンス(1386年)、40シリング未満の場合はそれぞれ $\frac{1}{2}$ ペニーあるいは1ペニーと、規定のなかに価格への言及がみられる。したがって仮に40シリングの馬の場合は、その税率は0.2%(1315年)または0.4%(1386年)という計算になる。

68) *Ibid.*, p.299. 選出された32名の具体的な役割はここに

この32名のなかには現職の市参事会員10名、市参事会員経験者7名、のちに市参事会員となった者2名が含まれており⁶⁹⁾、市壁税の徵収計画がロンドンの最上層に属する人々によって推進されたことが示されている。翌1387年にはガードラー (T. Girdeler) とガーネット (T. Garnet) の2人が市壁税の徵収役を命ぜられ、彼らは徵収した市壁税をバレット (W. Baret) をはじめ指定された4名の人物に歯型捺印証書をもって引渡すことになっていた⁷⁰⁾。ガードラーは1384年から1386年にかけて市の収入役 (Chamberlain) およびロンドン橋の管理人のもとにある帳簿の会計監査人 (auditor) の役を勤め、ガーネットも数年後には同じ会計監査人を経験している。さらに徵収した市壁税を受領する側の4人のうち3名もまたこの時期の前後に同じ役職に就いており⁷¹⁾、市壁税の徵収・管理にあたっては、当然のことながら会計業務に精通した人物が選任されている。一方市会は、市門を基準に市内を8地域に分け、各地域に2名づつ徵税人を割当てているので⁷²⁾、この徵税人を通じて地域ごとに徵収された市壁税が一旦上述のガードラーとガーネットのもとに集められ、しかるのちにバレット以下の4名に引渡されたものと思われる。なおこの時、市長を含む4人の市参事会員が市壁税を検分する役(surveyors of murage)を担っている⁷³⁾。

こうして、必要に応じて市壁税が課せられたが、徵収された市壁税は必ずしも市壁の修理のためにのみ充用されたわけではない。たとえば

は記されていないが、税の徵収など以下に述べる任務を命ぜられた者の多くはこの32名のなかから任命されている。

69) この32名の個々の市参事会員歴については Beaven, *Aldermen*, I, 390-400により照合した。

70) *Cal. L. Bk., H*, p.300.

71) それぞれの会計監査人としての選出記録は、T. Girdeler (*Cal. L. Bk., H*, pp.249, 273), T. Garnet (*ibid.*, p.344), W. Baret (*ibid.*, pp.102, 385-386), J. Kirtome (*ibid.*, p.153), W. Ancroft (*ibid.*, p.313)。これらの記録によれば、会計監査人は毎年9月21日に6名選出され、うち2名は市参事会員であった。

72) *Cal. L. Bk., H*, p.300.

73) *Ibid.*, p.300. Surveyors of murageとして名を挙げられ

1331年から1333年にかけて課せられた市壁税の場合、その税収235ポンド13シリング4ペンスの使途としては、国王や貴族へのロンドン市からの贈物や書状の託送費など市壁とは無関係のものが大半を占め、市壁と関係のある項目としては、市壁自体の修理およびその形状から〈大樽〉(Tun)と呼ばれた夜間徘徊者用の留置所の修理に充てられた計40ポンド（ただし40ポンドのうち市壁の修理分がいくらであったかは不明）が見出せるすぎない⁷⁴⁾。

一方、市壁税以外の財源が市壁の建設や修理に充てられることもあった。晩鐘が鳴ったあとも店を閉じることなく営業を続けた居酒屋には罰金が科せられたことは既に述べたが、違反の罰金を半マーク(80ペンス)と定めた1297年の布告は、同時にこの罰金を市壁と市門の修理費に充当するよう明記している。また同じ布告には、路上で豚を見出した場合はこれを没収し市壁と市門の建設のために供するとする条項も設けられていた⁷⁵⁾。中世のロンドンではほとんどすべての住民が豚を飼育していたといわれ、路上に放置された塵芥のなかから餌をあさろうとして街路に迷い出る無数の豚の存在が、絶えずロンドン市当局を悩ませていたのである。この布告が公布された時すでにロンドンでは豚は道路から離れた空き地あるいは屋内でのみ飼育するよう規制され、路上をうろつく豚を発見した者にはこれを殺して取得する権利が与えられていたが⁷⁶⁾、その後も、搖籃に寝かされていた生後1ヶ月の乳児が自宅に侵入してきた雌豚に頭を噛まれて死亡するという事故が生じるなど

ているN. Exton, H. Vanner, J. Shadworth, T. Wilfordの4名が現職の市参事会員であることはBeaven, *Aldermen*, I, 392, 397, 398に拠る。市壁税の実施に伴う徵税人等の選任記録としては、このほかにCal. L. Bk., C, pp.107, 107-108; D, pp.231, 244, 245-246, 275; E, pp. 145-146.

74) Riley, *Memorials*, pp.186-187; Cal. L. Bk., E, pp.145-146. なお「大樽」については後述。

75) Riley, *Memorials*, p.35.

76) Cal. L. Bk., A, pp.216-217, 220; Lib. Albus, I, 270 (Wh. Bk. pp.235-236). なお1292年には、市壁内の路上をうろつく豚をみつけてこれを殺す任務を負う4名の人物が選任されている (Riley, *Memorials*, p.28)。

(1322年)事態が改善された様子はなく⁷⁷⁾、14世紀を通じて路上の豚を規制する法令や布告が繰り返し出されている⁷⁸⁾。路上に迷いでた豚を捕らえて市壁や市門の建設に供するとする1297年の布告の条項は、豚の飼育に関するこうした一連の規制の一環であり、一石二鳥を狙ったロンドン市当局の苦肉の策であった。

また、不動産や動産に対して一定の比率で課税し、これを市壁や堀の修理・改修に充てる方策が採られることがあった。1378年3月に各区の市参事会員は、市壁と堀の補修費を捻出するためにそれぞれの区で地代20シリングにつき21ペンスを徴収するよう指示されているが、同年1月に市長から市参事会員宛てられた指示書は、市参事会員に対し自区内のすべての不動産の正確な年価値を調査するよう求めており、おそらくこの調査を踏まえて具体的な徴収額が算定されたものと思われる⁷⁹⁾。翌1379年には、同様の目的のため向こう2年間にわたり地代1ポンド(20シリング)につき6ペンスの割合で課税し、それでもなお資金が不足する場合は、すべての市民の動産に課税して1,100マーク(733ポンド12シリング8ペンス)の補修費を徴収すべきことを市会が決定している⁸⁰⁾。

ところで、市壁の外周に巡らされた堀は市壁とともに外敵の侵入を阻止する役割を果していたが、犬(hounds)の死骸が投棄されたことに

77) *Cal. Coroners R.*, pp.56-57. このほか1254年にも、1才の幼児が豚に噛まれて死亡するという事故が記録されている (M. Weinbaum ed., *The London Eyre of 1276* [1976], No.44)。

78) 街頭の豚の規制に関する記録としては、さしあたりRiley, *Memorials*, p.83; *Cal. L. Bk.*, E, p.116; G, p.33. 1390年に選任された道路監視人(Surveyors of streets and lanes)にも、路上の豚や鷺鳥を殺して売却すべきことが義務づけられており、14世紀末にも道路の維持・管理上、路上の豚の存在が依然として大きな問題であったことを示している。

79) *Cal. L. Bk.*, H, pp.85, 84.

80) *Ibid.*, p.37. 市壁や市門や堀などの補修・強化に要する費用を不動産と動産に賦課して捻出することを示す史料は1312年にも存在するが、そこでは、聖職保有(almoigne)によって課税を免れている宗教関係者を非難し、彼らが応分の負担を負えばより適切で迅速な補修工事がなされるはずだとする主張が展開されている(Riley, *Memorials*, pp.95-96, 98.)。

由来するといわれる Houndsditch の地名にその名残りがみられるように⁸¹⁾、堀には絶えず塵芥や糞や土石などが投げ捨てられていたため、しばしば芥浚いの必要が生じた。国王の要請により治安の確保を企図して定められた 1312 年の法令には、市門や市壁の補修・強化と並んですべての地点で堀を点検し、芥を浚って水深を増すべきことがまずもって挙げられている⁸²⁾。この法令には堀の浚渫に関する具体的な手順は示されていないが、1379 年に市会が定めた法令によれば、堀と給水塔 (Conduit) の清掃作業のために、すべての世帯主が自分自身あるいは代人の労役を提供することになっており、5 月 16 日のタワー区をかわきりにほぼ 1 ヶ月にわたって区ごとに 1 日づつ担当日が割当てられ、計画の遂行を指示する命令書がただちに各市参事会員宛に送付されている⁸³⁾。また 1321 年に堀の清掃が実施された折には 5 区または 4 区で 1 日づつ清掃を担当し、その労役を確保するための費用は市参事会員と 2 名の有力区民が区内のすべての住民から徴収することになっていた⁸⁴⁾。なお 1375 年には、堀の清掃に資するため土地の売却益から 100 ポンドの献金を行なった者の記録が残されており、市の収入役はただちにこれを堀の清掃費に充当している⁸⁵⁾。ストウ (J. Stow) が『ロンドン通覧』 (Survey of London) を著した 16 世紀末までには、ロンドンの堀は投棄された廃物や汚物でほとんど埋めら

れてしまっていたが⁸⁶⁾、絶えず浚渫が実施されていた 14~15 世紀には堀は外敵に対する防御施設として十分機能しており、フランスの侵攻に備えて定められた 1377 年の法令は、市門や市壁の警備とともに堀の警固の任を特定の市参事会員に割当ている⁸⁷⁾。

市壁の修理が実施される場合は市門の修理も併せて行なわれるのが一般的であったが、それとは別に特定の市門の修理・改築に関する記録も残されている。1337 年 6 月に実施され 438 ポンド 7 シリング 8 ペンスが徴収された多目的税の課税目的のなかにはオールダズゲイトとクリップルゲイトとの 2ヶ所の市門の修理が含まれており、3 ヶ月後に市参事会は、この 2 門の修理・改築——クリップルゲイトの脇に新たな市門を建設し、クリップルゲイトとオールダズゲイトを補修して鉛で覆うとともに、門衛が宿泊できるよう市門内に小部屋を一室づつ設ける——を市参事会員のバーキング (R. Berkynge) と市の収入役のマリーンズ (T. Maryns) に命じている。この時、その費用としては前述の税収のなかから 107 ポンド 6 シリング 5 ½ ペンスが充てられ、クリップルゲイトの補修にあたってはギルドホールの庭にあった 76 本の木材のうち 42 本が用いられた⁸⁸⁾。クリップルゲイトについては約 50 年後の 1383 年にも市会が、この市門上の部屋と壁面の損傷が激しく放置できない状態にあるとして修理に取りかかる決議を決定しており⁸⁹⁾、それからほぼ 1 世紀を経た

-
- 81) “houndsditch” は街路の名称として残されているが、本来は堀そのものを指し示す呼称であった。“houndsditch” については Stow, *Survey*, I, 128-129; Harben, *London*, pp.311-312; H. B. Wheatley, *London Past and Present, A Dictionary of Its History, Associations, and Traditions* (1891), II, 236-238; B. Bebbington, *London Street Names* (1972), p.179 を参照。
- 82) Riley, *Memorials*, p.95. なお、ロンドンの堀とその浚渫の歴史についての簡潔な叙述は Stow, *Survey*, I, 19-20 を参照。また、土砂や汚物などの堀への投棄を禁じた法令や布告の事例としては Riley, *Memorials*, pp.299, 389; *Cal. L. Bk.*, G, p.300; L, p.149.
- 83) *Cal. L. Bk.*, H, pp.127-128. ストウによれば、このとき堀の清掃のための（おそらくは代人の）1 日分の労役に充てる費用として、世帯主は 5 ペンスを支払うことになっていた (Stow, *Survey*, I, 19).
- 84) *Cal. L. Bk.*, E, pp.146-147.
- 85) Riley, *Memorials*, pp.384-385; *Cal. L. Bk.*, H, pp.9-10.

売却された土地はかつてトマス・レッグ (Thomas Legge) が所有していたもので、聖クリストファー教会の主任司祭など 4 名によって売却されている（売却人とレッグとの関係は不明）。レッグは 1347 年と 1354 に市長に選ばれた人物で、100 ポンドの献金にあたって売却人たちは、聖マリー礼拝堂の司祭がレッグとその一族のために祈りを捧げることを条件にしている。

86) Stow, *Survey*, I, pp. 19-20, 164; II, 297, n. 164.

87) *Cal. L. Bk.*, H, pp.64-66.

88) *Cal. L. Bk.*, F, pp.8-9, 15; Riley, *Memorials*, pp.196-197; Baddeley, *Cripplegate*, p.12. 2 年後の 1339 年の市の収入役の帳簿にも、クリップルゲイト自体とこの市門内の台所のための支出 14 ポンド 7 シリング 7 ¾ ペンスなど、クリップルゲイトとオールダズゲイト関連の支出の記録が見出せる (Riley, *Memorials*, p.207)。

89) Riley, *Memorials*, pp.477-478.

1488年には、富裕な金細工商で1473～1485年にクリッплゲイト区の市参事会員を、また1482～1483年には市長を勤めた経歴をもつシャー(E. Shaa)がクリッплゲイトを建て直すための資金として400マーク(266ポンド13シリング4ペニス)を遺贈している⁹⁰⁾。

ところで中世ロンドンの市域のうち約½は市壁外に展開しており、市域の境界を示すものとしてはTemple Barの地名にその名残りがあるように、道路を支柱と柵と鎖で封鎖したいわゆる「バー」(bar)が存在していた。しかし、16世紀後半に描かれた「アガスの地図」(Agas's map)でも家並みは基本的にはいまだ市壁内に集中しており、中世のロンドンではバーではなく市壁をもって事実上の境界とする認識があったと思われる。たとえば売春に関わった者は、売春婦であれ客であれ、あるいはこれを仲介した者であれ、摘発が3回に及べばロンドンから永久追放の処分を受けるよう定められていたが、その場合、摘発された者は市門のうちのいずれか一ヶ所に連行され、その場でロンドンには2度と再び立ち戻らないことを誓約させられ、追放されるならわしであった⁹¹⁾。市外追放の処分はバーではなく市門で行なわれたのである。したがってロンドンの人口の大部分が市壁内にとどまっていた16世紀後半までは⁹²⁾、市門は治安上も重要な役割を果していたのである。ところが、外部からの侵攻が予想されるような緊急時を別にすれば⁹³⁾、日常この市門がどのように警備・管理されていたかを示す史料は断片的に

しか存在せず、そのためか中世ロンドンの市門の警備・管理に関するまとまった研究も存在しない。そこで以下では、利用しうる史料を通じてロンドンの市門の警固に関わった人々の姿を垣間見てみたい。

ロンドン塔で1276年に実施された大巡察(Eyre)の記録には、1263-64年(ヘンリIII世治世第48年)に殺人を犯して逮捕された一人の男が、オールドゲイトの管理人(*custodes*, 3名)に引渡されたものの後に逃亡し、その責を問われた3名の管理人に罰金が科せられたことが記されている⁹⁴⁾。殺人犯が「オールドゲイトの管理人」に引渡されたのは、後述するように市門が牢獄として利用された慣行と関係があるものと思われるが、*custodes*と表記された者たちの具体的な任務については知るところがない。その後、1282年に市長と市参事会員が収入役を交えて作成した治安に関する法令には市門にかかる条項が含まれており、それによれば、各市門には目端が利いて弁の立つ(*scientes et eloquentes*)2名の門衛(*servientes*)が配置され、彼らが日中市門を出入りする人物を注意深く監視することになっていた。そして日中は常に開け放たれ門衛の監視下にある市門は、教区教会の晩鐘の音とともに閉ざされ、2名の門衛は夜間は市門内か市門の近辺に寝泊りすべきこと、また、彼らには日当として4ペニスを支給すべきことが定められている⁹⁵⁾。さらにそれから5年後の1287年の文書には、各市門は日中は武装した2人の男によって警固され、市門に住む門衛(*servientes*)は自己負担で見張番(*woyte*)を1人確保すべきこと、さらに夜の閉門は門衛の

90) T. F. Reddaway and L. E. M. Walker, *The Early History of the Goldsmiths' Company, 1327-1509* (1975), pp.176-177, 306-307. なおバドリは遺贈の年を1490年、その額を500マークとしているが(Baddeley, *Cripplegate*, p.12), 典拠を示していない。ここでは出典の明示されているレダウェイの記述に拠った。

91) *Lib. Albus*, I, 458-459 (*Wh. Bk.*, pp.395-396).

92) ワインレブによれば、ロンドンの人口が市壁を越えて増加し始めるのは16世紀半ば以降のことである(B. Weinreb and C. Hibbert eds., *The London Encyclopaedia*, p.479)。ちなみに市壁や市門は18世紀半ばに最終的に取り壊された(Harben, *London*, pp.251, 607)。

93) 緊急時の市門の警固体制については、Watch and Wardとの関連で本稿の続編で取上げる。

94) M. Weinbaum ed., *The London Eyre of 1276*, Nos. 153, 625.

95) Riley, *Memorials*, pp.21-22; *Cal. L. Bk.*, C, p.85. *Memorials*も*Cal. L. Bks. (Calendar of Letter Books)*もアルファベット(Letter)によって区分されているところからLetter Booksとよばれている同一の史料にもとづいた史料集である。原史料で用いられている言語は、14世紀末以降に若干みられる中英語を別にすればラテン語かアングロ・フランス語あるいはラテン語とアングロ・フランス語の混交したものであるが、*Memorials*は膨大な史料のなかから約700文書を選び出し、原文にほぼ忠実に英訳をほどこしたものである。一方*Calendar*

手で為されることが明記されている⁹⁶⁾。ここに記述されている門衛と1282年に日当として4ペニス支給されることが定められた門衛はともに *servientes* と表記され、両者はおそらく同一のものと思われるが⁹⁷⁾、この門衛と武装して市門の警固にあたるとされる者（2名）との関係がどのようなものであったのかは定かではなく、また、門衛が自費で雇うとされる *woyte* と表記された見張番についても、筆者が知るかぎりでは、これ以外にロンドン市の史料集のなかに見出すことは出来ず、その後も制度上存続しつづけたかどうかは明らかではない。

ところでクリップルゲイトとオールダズゲイトが1337年に補修された際それぞれの市門内に門衛が宿泊するための小部屋が設けられたことは既に述べたが、そこでは門衛は *janitor(es)* と表記されている。この *janitor* が1282年ならびに1287年の記録に現われる *servientes* の系譜を引いているかどうかは定かではない

of Letter Books (11 vols.) は、13世紀末から15世紀末までの200余年にわたるすべての文書について英語による要約をほどこしたものの (*Calendar*) である。ただし、要約の程度はほぼ原文に則していると推測できるものから究めて簡潔に要約したものまでその偏差は著しい（ちなみにイギリスの史料刊行史における「摘要制度」の採用とその意義については、米川伸一「封建制期イギリスを中心とした史料——そのあり方と刊行史——」[大塚久男他編『西洋経済史講座 I』1960年、所収] を参照）。したがって *Memorials* にせよ *Calendar of Letter Books* にせよ、編者が意図的に原文を提示しないかぎり原史料で用いられた用語については差し当り知ることができない。当該箇所の場合、*scientes et eloquentes* については *Cal. L. Bk., C* に示されているが、*servientes* (英訳は *serjeants*) については、筆者の照会に対して原史料を保管している Corporation of London Record Office の古文書調査官 (City Archivist) シュウェル氏 (J. R. Sewell) から御教示を得た。煩雑さを避けるため一々注記はしないが、以下で取上げる *Memorials* および *Cal. L. Bks.* にみられる市門に関する記述の原史料におけるラテン語およびアングロ・フランス語の表記・表現はすべてシュウェル氏の御教示によるものである。記して感謝の意を表したい。

- 96) *Cal. L. Bk., A*, pp.227-228. 門衛によって雇用される者はこの史料集では “*woyte*” と原語のまま提示されているが、同じ史料の一部を抜粋して収録したと思われる *Liber Albus* のなかでは、その綴りは “*wayte*” となっている (*Lib. Albus*, I, 646).
- 97) ただし1282年に各市門に2名づつ配置された門衛は、文脈から判断するかぎり、1287年の記録では各市門に1名づつであったように思われる。

が⁹⁸⁾、この1337年の *janitor* は、おそらく1375年の史料に現われる *janitor* につながるものである。すなわち1375年8月に、7つの市門の門衛とロンドン塔に近い通用門の門衛（各市門と通用門にそれぞれ1名）が市長の面前でその職責について誓約を行なった記録が残されている。それによれば、門衛 (*janitor*) は市門を護り、癩者 (*lepers*) が市壁内に立入るのを禁じて癩者があえて市壁内に立入ろうと試みた場合には、馬や上着を差押え、それでもなお制止をきかない場合は市長の指示があるまでその身柄を拘束する任務を負っており、この職務に反した場合には門衛自身が曝刑に処されることになっていた⁹⁹⁾。それからほぼ100年を経た1472年にも、市門の門衛 (*janitores*) に対して癩者を立入らせないよう誓約すべきことを義務づけた法令が定められており¹⁰⁰⁾、癩者の立入り阻止を主だった任務とする *janitores* と表記される門衛が引き続き存在していたことを示している。なお1375年に誓約を行なった8名の門衛については全員の氏名が記録されているが、オールドゲイトの門衛アヴァーハースト (W. Averhurst) についてのみ氏名以外に「床屋」 (barbir) という記載がみられる¹⁰¹⁾。この人物が「床屋」で生計を立てていたのなら、門衛は専業ではありえないが、他の7名については氏名以外の記載がなく、門衛が一般的に住民のなかから選ばれて一定期間その任務を委任されたものなのか、あるいは専従の職業として認められていたものであったの

98) 史料上 *janitor* と表記される門衛は、この1337年の事例が初出と思われる。これに対し *serviens* は、後述の1312年の事例を最後にその後は筆者の知るかぎりロンドン市の史料集のなかには見出せない。

99) Riley, *Memorials*, p.384.

100) *Cal. L. Bk., L*, pp.102-103.

101) *Cal. L. Bk., H*, p.9. なお Riley, *Memorials* では8人の門衛のうちオールドゲイトの門衛を除く7名の氏名は省略されているが、オールドゲイトの門衛は William Duerhirst と記されており (*ibid.*, p.384), *Cal. L. Bk.* とは異なる判読がなされている。Averhurst にせよ Duerhirst にせよきわめて珍しい姓であるが、ここでは差し当りすべての門衛の氏名が記載されている *Cal. L. Bk.* の判読に拠った。

かどうかは定かでない¹⁰²⁾。またアヴァーハースト以外の7名のうちビショップスゲイトの門衛ウォルター・タウントン (Walter Taunton) は¹⁰³⁾、1377年に「ビショップスゲイト区の前任ビードル」として史料に残されているウォルター・タウントンであると思われる¹⁰⁴⁾。このときタウントンは居住していた家屋を終身の条件でロンドン市から譲与されており、譲与された家屋が「ビショップスゲイトに隣接している」と記されているところをみると、この譲与はタウントンがビショップスゲイトの門衛であったことと係っていたと思われるが、その間の事情を示す手掛かりは差し当り残されていない。

このほか市門の門衛に相当するものとしては、1312年の法令に見られる *gardeyn(s)*, *gardein* と *serviens* がある。すなわちこの法令によれば、各市門では武装して良く訓練された6人の屈強な男によって人の出入りが監視され、夜間には市門に配属された *gardeyns* によって門が閉ざされることになっていた¹⁰⁵⁾。また同年8月の法令では各市門に日中は12~16名、夜間は8~12名の武装した剛の者を配して警固にあたらせるとともに、市門ごとに1名の思慮深い (*discretus*) *serviens* を置くことを定めている¹⁰⁶⁾。この法令を受けてラドゲイトの *gardein* 宛に出された命令書によれば、*gardein* は遠くまで見渡せるよう市門の屋根の上で監視の任に就き、大きな馬に乗った者や武装した者が近づいた場合にはこれを阻止すべく市門に鎖を掛け、「われわれは、国王の特別の令状を所持していないかぎり誰一人として武力に屈して市中に入れ

102) 1419年に編纂された *Liber Albus* にはさまざまな分野にわたるロンドンの法と慣習に関する文書が収められているが、筆者が調べたかぎりでは、そこにもなぜか市門の門衛にかかる文書は見出せない。

103) この門衛は *Cal. L. Bk., H*, p.9 では *William Taunton* と記載されているが（ただし索引では *Walter Taunton*），Corporation of London Record Office の J. R. シュウェル氏に照会したところ、原史料との照合の結果 *Walter Taunton* が正しいとの教示を得たのでそれに拠った。

104) *Cal. L. Bk., H*, p.83.

105) Riley, *Memorials*, p.96.

106) *Ibid.*, p.103.

てはならないと国王に命ぜられております。ですから、どうかこうした措置に気を悪くなさらないようお願い致します。なお夫人用乗用馬 (palfreys) に乗っている方や武器を携行せず大きな馬も連れていない方については、平穏を好む人物として市中に立入ることが許されます」と応対するよう一言一句指示されている。そして、この口上を聞いた者がそれでもなお引返そうとしなければ、*gardein* は市門の落とし格子 (portcullis) をすばやく引落とし、彼らの侵入を阻止することになっていた¹⁰⁷⁾。1312年のこの一連の法令と命令書は、国王エドワードII世と諸侯との対立という政治状況を背景に、ロンドンを国王側に取り込もうとするエドワードII世の要請を受けて作成されたものであり、武装して市門の警固にあたる者も Watch and Ward の制度下いわば非常時に召集されたものであって、法令によってその人数も一定していないが、*gardeyns* ならびに *serviens* と表記された者は前後の脈絡から職制上同一のものであり、平常時にも市門に常駐していた門衛であった可能性は否定しきれない。

なお *gardeyns* と表記される者は 1321 年の記録にも見出せる。この時も国王とランカスター伯をはじめとする諸侯との対立という 1312 年と類似した状況のもとで、エドワード II 世の命を受けた市長と市参事会員がロンドンの治安を護るために方策を提示しているが、その文書によれば、日没時の市門の開閉は市門に配属された「忠誠心に富んだ屈強な 2 人」 (ii les plus loials et plus puissantz) の *gardeyns* によってなされることが定められている¹⁰⁸⁾。また 1325

107) *Ibid.*, p.103. ここに採録されているのはラドゲイトの *gardein* 宛の命令書であるが、同様のものが他の市門の *gardein* にも出されていたと思われる。なおここでは *gardein* の訳語として *warder* が用いられているが、*ibid.*, p.96 では同じ *gardeyns* に *keepers* の訳語があてられている。しかし、この訳し分けが何らかの根拠にもとづいて意図的におこなわれているとは思えない。いずれにせよ Riley, *Memorials* には原語が示されていないため、このような訳し分けはむしろ無用の混乱を招くといわねばならない。

108) *Ibid.*, pp.142-144. ちなみに、ここでは *gardeyns* に

年には穀物価格の高騰を防ぐ対策として、市中に貯蔵された穀物の市外への持出し禁止の措置が講じられているが、このとき協議のために召集された人々のなかにブリッジゲイトを除く6ヶ所の市門の *custos* が含まれている¹⁰⁹⁾。ただし、この *custos* が既に触れた 1276 年の大巡察の記録に見られる *custodes* の系譜に連なるものであるかどうかは定かでない。

こうして以上みてきたように市門の「門衛」に相当するものとしては、史料上ラテン語の *custos*, *serviens*, *janitor* ならびに Anglo-France 語の *gardein* (*gardeyn*) が認められ、これに後述するようにチョーサーが『トロイルスとクリセイデ』(*Troilus and Criseyde*) で描いた中英語の *porter* と *warden* を加えることができる。このうち *custos* には *gardein* が対応し、*porter* には *janitor* が照応しているものと思われるが、いずれにせよ門衛に関する史料は筆者の知るかぎりでは断片的にしか存在せず、これらの用語で示された者が相互にどのような関係にあったのか、あるいは、そもそも彼らは門衛を職業とする専従者であったのか、それとも住民のなかから選ばれて一定期間その任務を委任された者なのか、さらには、その人数、選任手続、職務条件等々の詳細については今後の史料の発掘と検討に待たねばならない。

ところで各市門はそれぞれ主門と小門(wicket)とからなっていたが、1311 年および 1312 年の法令によれば主門は聖マーチン教会(St. Martin's le Grand)の晩鐘が鳴り始める同時に、また小門は晩鐘が鳴り終った時に閉ざされることになっており、いったん閉ざされた市門は、市長または市参事会員の許可状がないかぎり翌朝までこれを開くことは禁じられていた¹¹⁰⁾。ただし 1321 年と 1338 年の記録によれば主門は日没に合わせて閉じるよう定められ

warders の訳語が用いられている。

109) *Cal. L. Bk., E*, pp.196-197. なおここでは、*custos* に *warden* の訳語があてられている。

110) Riley, *Memorials*, pp.93, 102.

ており¹¹¹⁾、晩鐘は日没の一時間後に打ち鳴らされることになっていたから¹¹²⁾、この規定に従えば日没時にまず主門が閉ざされ、一時間の猶予のうちに晩鐘を合図に小門が閉ざされたことになる。一方開門については 1312 年の法令が、聖トマス・デ・エイコン教会(St. Thomas de Acon)の一時課(Prime, 午前 6 時頃)の鐘を合図にまず小門を開き、その後日の出を待って主門を開くべきことを定めている¹¹³⁾。なお 14 世紀末以降、時計の普及を反映して文書上も時刻が明示されることが多くなるが、市門の開閉についても 1381 年には開門が午前 6 時、閉門は午後 6 時と明記されている¹¹⁴⁾。

市門自体やその階上の居室は市当局が特定の個人に貸与する慣習があった。市門の貸与について判明しているおそらく最初の事例は 1305 年にみられ、このとき市長付役人(Mayor's Serjeant)のケント(T. de Kent)は、オールドゲイトの屋根を葺き風雨を凌ぐための普請を行なうことを条件にそこに居住することを認められている¹¹⁵⁾。この事例にみると、市門は市の役人の居住用として貸与される場合が多く¹¹⁶⁾、そうした事実を踏まえてのことであろうか H.T. ライリーは「市門は市長付役人(Serjeant-at-arms)に貸与された」と記したうえで、市門の階上の部屋に居住するこの役人が、自己負担で雇用する見張番(wayte)の補佐のもと、夜間の警戒にあたったとしている¹¹⁷⁾。ライリーはその典拠を示していないが、見張番を雇って市門の警固にあたる者の出処が既に取上げた 1287 年の文書¹¹⁸⁾であることは明らかであり、

111) *Ibid.*, p.143; *Cal. P. & M. R.*, I, 189.

112) W. L. M. Lee, *A History of Police in England*, pp. 31-32. ただしリーはその典拠を示していない。

113) Riley, *Memorials*, p.96 and n. 2. 開門に関する同様の規定は、このほか *ibid.*, pp.143-144; *Cal. L. Bk., E*, p. 142; *Cal. P. & M. R.*, I, 189.

114) *Cal. L. Bk., H*, pp.171, 173.

115) *Cal. L. Bk., C*, p.144.

116) 事例としては、さしあたり Riley, *Memorials*, p.387; *Cal. L. Bk., F*, p.81; *H*, pp.83, 97, 212, 253, 433, 447; *I*, pp.65, 66, 259; *L*, p.70.

117) H. T. Riley, intro. to *Lib. Albus*, I, xlvi.

118) *Cal. L. Bk., A*, pp.227-228; *Lib. Albus*, I, 646 (Wh.

ライリーは、そこに記された門衛 (*serviens, serjeant*) と市門を貸与された市長付役人 (*serviens ad arma, sergeauntz au meins, Serjeant-at-arms*) を同一視している。しかしロンドンで Serjeant-at-arms の呼称をもつ役人は 1 人のみであり、このほかに *serjeant* (*serviens*) と表記される市長付の役人が少なくとも 2 名存在したが¹¹⁹⁾、いずれにせよこの役人たちで 7ヶ所におよぶ市門の警固を担当することは員数のうえからも不可能である。さらに、Serjeant-at-arms の就任時の宣誓のなかにも市門の警固に関するに任務は認められず¹²⁰⁾、市長付役人と市門の門衛とは職制上まったく別人である。おそらくライリーは両者に共通する *serviens* という用語のために、市門に配属される門衛と市門を貸与された市長付役人とを混同したのであろう¹²¹⁾。

一方、市門が役人ではなく一般の市民に貸与されることもあった。たとえば 1337 年 12 月には 1 人の大工が、門の西側の土地と東側の庭を含めて年間賃貸料 25 シリング 8 ペンス (20 年契約) の条件でオールダズゲイトを賃借している。ただし、この年あらたに設けられた門衛の宿泊用の小部屋は貸与の対象からは除外されている¹²²⁾。このほか 1346 年にはロンドン橋上の市門が製靴工 (cordewaner) に貸与され¹²³⁾、また 1316 年にはクリップルゲイトがウィリアム

Bk., p.560)

119) *Lib. Albus*, I, 49 (Wh. Bk., p.43).

120) *Lib. Albus*, I, 310-311 (Wh. Bk., pp.269-270).

121) 中世ロンドン史に関するいくつかの史料集を編纂し中世ロンドンの史料に精通していたライリーがこのような混同をおかしたのは不思議としかいいようがないが、市門を貸与された役人と市門の門衛とを同一視する見解は、ベザントやペンドリルやソールズベリー・ジョンズにも受け継がれている (W. Besant, *Mediaeval London* [1906], I, 162; C. Pendrill, *Wanderings in Medieval London* [1928], p.34; G. T. Salusbury-Jones, *Street Life in Medieval England*, p.130 and n. 13)。

122) *Cal. L. Bk.*, F, p.18. なお市門は無償で貸与されている事例が多く、賃貸の記録としては、筆者の知るかぎりではこのほかに 1316 年のクリップルゲイト (*Cal. L. Bk.*, E, p.70) と 1342 年のオールドゲイト (*Cal. L. Bk.*, F, p.81) の 2 例を数えるのみである。

123) *Cal. L. Bk.*, F, p.115.

・デ・ウォルサム (William de Waltham) という人物に貸与されているが、このウォルサムが 1320 年の文書に現われる「ウィリアム・デ・ウォルサム」と同一人物であるならば、この男はパン屋であった¹²⁴⁾。さらに 1386 年にオールドゲイトを貸与されたリチャード・フォスターは弁護士 (attorney) であったと見做されている¹²⁵⁾。こうして市門が一般の市民に貸与される事例がいくつかみられるが、その数が多くないのは、治安対策の点から市門の貸与を受けるに値する人物がおのずと限定されたためであろう。また、たとえ市門の貸与が認められた場合でも、借主が役人であれ一般市民であれ、治安上の必要があるときはいつでも市当局に返還すべきことがしばしば貸与条件に含まれており¹²⁶⁾、詩人のチョーサーがオールドゲイトを貸与されたのもそうした事例の一つであった。

チョーサーは 1374 年 5 月、オールドゲイトの階上の居室や地下室およびこの市門の一切の付属施設を生涯にわたって借り受ける契約を市当局と取り結んでおり¹²⁷⁾、契約条項のなかには、必要に応じて自己負担で補修を行なうことや又貸しを禁ずる項目と並んで、ロンドンを外敵から護る必要が生じたときには市当局がチョーサーの住居内に随时立入り、チョーサーに貸与したすべての施設を自由に使用できる旨が明記されている。このときチョーサーが交した契約のなかにはチョーサー側の権利として、市当局にオールドゲイトを牢獄としては使用させないことを定めた項目も含まれており、当時この市門を牢獄として利用する慣行があったことを窺わせている。外敵の侵入を阻止する防衛施設

124) *Cal. L. Bk.*, E, pp.70, 151. ただし、同姓同名の別人である可能性を排するものではない。ウォルサムは市に 8 ポンドを支払って生涯にわたりクリップルゲイトを貸与されたが、4 年後の 1320 年に、貸与に関する権利書を保有してなかったとして居住権を失っている (Riley, *Memorials*, pp.136-137)。

125) *Cal. L. Bk.*, H, p.290; M. M. Crow and C. C. Olson eds., *Chaucer Life-Records* (1966), p.60 and n. 5.

126) 以下に述べるチョーサー以外の事例としては *Cal. L. Bk.*, H, pp.284, 290, 433, 447; I, pp. 65-66.

127) Riley, *Memorials*, pp.377-378.

としての役割を果していた市門は、堅固な建造物であったがゆえに牢獄としても活用されたのである。市壁の西方に位置するニューゲイトは市門としてよりは牢獄としてよく知られているが、ニューゲイトにほど近いラドゲイトもまた市民用の牢獄 (free prison) として利用されており、1378年にこの市門が2人の市の役人に貸与されたおりには、これを牢獄として使用する場合は、市の収入役によって手錠や足枷などの用具が支給されることが貸与契約に盛り込まれている¹²⁸⁾。1383年に市会が定めたところによれば、市民が罪を犯した場合、それが金銭債務 (debt) や侮辱行為 (contempt) あるいはまた不法侵害 (trespass) や計算訴訟 (account) にかかるものであったならラドゲイトに、また重罪 (felony) や身体障害 (maiming) であればニューゲイトに収監されることになっていた¹²⁹⁾。

ところでチョーサーは、オールドゲイトを貸与された直後の1374年6月にロンドン港の関税監査官に任用されているが、1386年にいたつてこの職を退き、同年12月には後任が指名されている¹³⁰⁾。一方1386年10月にオールドゲイトは弁護士のリチャード・フォスターに貸与されており、チョーサーはその前後にロンドンを去ってケントに住居を移したと考えられている¹³¹⁾。したがって生涯貸与の条件でオールドゲイトを借り受けたチョーサーは、結局ロンドン港の税關に勤めた12年余りの歳月をオールドゲイトを住居として過ごしたことになる。そしてチョーサーの作品の多くは、このオールドゲイト時代に生み出されたのであった。こうした作品のうちの一つ『トロイルスとクリセイデ』のなかでチョーサーは、恋人クリセイデがギリ

シアの勇士ディオメーデになびいたとも知らず、約束の日にトロイの町でひたすらクリセイデを待ち続けるトロイルスの姿を次のように描いている。

トロイルスは言った、
「クリセイデは年老いた父に引止められ、
日が暮れるまで帰ってこれないのだろう。
さあ、城門のところへ行くとしよう、
あの門番たちは機転のきかない連中だから、
たとえ彼女が遅く戻ってきてもいいように、
騒ぎを起こさないよう何とかうまくやって、
門を開けさせておこう。」

Quod Troilus, “I se wel now that she
Is taried with hire olde fader so,
That er she come, it wol neigh even be.
Come forth; I wol unto the yate go.
Thise porters ben unkynnyng evere mo,
And I wol don hem holden up the yate
As naught ne were, although she come
late.”¹³²⁾

だが、クリセイデは戻ることなく、無情にも夕闇が迫ってくる。

城門の監視人が
門外の人々に向かって叫び始めた。
家畜をすべて城内に連れて帰るように、
さもなくば一晩中城外にとどまらねばならぬ、
と。
そして夜もすっかり更けると、目に一杯の涙
を浮かべつつ、
トロイルスは馬に乗って家路についた。
たとえその日にいくら待ったとしても、もは
や無駄なことだと悟ったから。

128) *Cal. L. Bk., H*, p.97. このほかラドゲイトが牢獄として利用されていたことを示すものとしては *ibid.*, pp. 253, 292, 402. ただし牢獄としてのラドゲイトの使用は1419年に廃止されている (*Cal. L. Bk., I*, p.215)。

129) *Cal. L. Bk., H*, p.213.

130) M. M. Crow and C. C. Olson eds., *Chaucer Life-Records*, pp.148-150, 268-269.

131) *Ibid.*, p.289.

132) *Troilus and Criseyde*, V, 1135-1141. なおテキストはL. D. Benson ed., *The Riverside Chaucer* (3rd. ed. 1988) に拠った。

The warden of the yates gan to calle
The folk which that withoute the yates
were,
And bad hem dryven in hire bestes alle,
Or all the nyght they moste bleven there.
And fer withinne the nyght, with many a
teere,
This Troilus gan homward for to ride,
For wel he seth it helpeth naught t'abide.¹³³⁾

物語の舞台は古代のトロイであった。しかしチョーサーが想い描いたトロイの城門の情景は、実は、14世紀のロンドンの市門——チョーサーが12年間住み続けたオールドゲイトの情景にほかならなかった。閉門の時刻を過ぎたあとも市門を開けさせようと試みるトロイルスのような者の姿をチョーサーもまたしばしば目の当たりにしたであろう。たとえば1340年には、真夜中に市門を開けさせようとして、オールドゲイト区のビードル(beadle)を凶器をもって脅迫した4人組の男の記録が残っている¹³⁴⁾。また閉門の時刻が間近かに迫るとチョーサーは、家畜を市壁内に連れ戻すよう市門から門外の人々に向かって呼びかける監視人の声を毎日のように耳にしたにちがいない。ロンドンでは豚や牛の飼育が近隣に迷惑をおよぼす場合には、これを区民集会で告発すべきことが住民に義務づけられていたが¹³⁵⁾、このような告発義務の存在自体が、いかに多くの人々の間で家畜が飼われていたかを物語っている。1365年には、飼育している雌雄の牛と豚が家屋の外壁を損壊し、その排泄物が建物の土台を腐食させてるとして一人のパン屋が隣家の住人に訴えられており¹³⁶⁾、残されている文書には牛と豚の具体的な数は示されていないものの、雌牛も雄牛も豚もそれぞ

れ複数形で記されているところをみると、このパン屋は少なくとも合わせて6頭以上の牛と豚を飼育していたことになる。こうして市壁内には多くの家畜が飼育されていたから、人々は牛や馬や豚を市壁の外の草地に連れ出し、運動させ草を食ませたのである。夕暮れどきに市壁の彼方から家畜を連れて戻ってくる人々の姿は、オールドゲイトの階上に住んだチョーサーにとっては日々慣れ親しんだ光景であり、『トロイルスとクリセイデ』に描かれた情景は、チョーサーが生きた中世ロンドンの情景と重なり合っていたに違いない。

ところでチョーサーは、トロイの城門で警備と監視の任にあたる人物として porters と warden を描きだしているが（本稿ではとりあえず「門番」ならびに「監視人」と訳出），『トロイルスとクリセイデ』の原典であるボッカチオの *Il Filostrato* の当該箇所では *guardatori* と *guardiani* という同一語の異綴形が用いられている¹³⁷⁾。ボッカチオが同じ語を用いた箇所でチョーサーはあえて porters と warden という異なる語を用いているのである。チョーサーがボッカチオの原点を離れ、このような用語の用い方をしたのはなぜなのであろうか。ちなみに O.E.D. は、warden の語義のうち gate-keeper, porter, sentinel の語義の用例として『トロイルスとクリセイデ』のまさにこの箇所の warden を挙げている。したがって O.E.D. に従えば、チョーサーの用いた warden は porter と同義であり、単なる言い換えに過ぎないことになる。一般的には、韻律の形式を整えるために特定の語を別の同義語に置き換えることはありえないことではない。しかし porter と war-

133) *Troilus and Criseyde*, V, 1177-1183.

134) *Cal. P. & M. R.*, I, 126.

135) *Lib. Albus*, I, 337 (*Wh. Bk.*, p.291)

136) H. M. Chew and W. Kellaway eds., *London Assize of Nuisance 1301-1431* (1973), No.524. なお当時の人々に「生活妨害」(nuisance)と認識されていたもの一つに「破損した塀」があったが、それが「生活妨害」

になっている理由として単に危険だというだけでなく、破損箇所から豚をはじめとする種々の動物が侵入し庭の草木を荒らしていることを挙げたものもかなりみられる(*ibid.*, Nos.63,66,218,519,570,595,605,609,653)。

137) *Filostrato*, VII-4, VII-12. なおテキストは *The Filostrato of Giovanni Boccaccio*, trans. with parallel text by N. E. Griffin and A. B. Myrick (1929) に拠った。ちなみにこの語に対する英訳語は、ともに sentries である(*ibid.*, pp.429, 433)。

den はともに 2 音節の語であり、またいずれも韻を踏む位置には置かれていないので、この場合には韻律を整えるために porter を warden に置き換える必要はない¹³⁸⁾。そうであるならば warden は porter の同義語ではなく、両者はともに市門の警固と管理にかかわっていたとはいえ、職制上は職分を異にする別個の役職であって、それはとりもなおさずチョーサーが生きた 14 世紀末ロンドンの市門の在り方を反映していたのではなかろうか。12 年余りの歳月をオールドゲイトを住居として過ごしたチョーサーは、ロンドンの市門がどのように警備され管理されていたかを熟知していたはずである。そして、そうであったが故にチョーサーはあえてボッカチオの原点を離れ、トロイの城門の情景にロンドンの市門の現実を投影したのであろう。

チョーサーの時代、porter にせよ warden にせよ市門の警備と管理を担当した者の役職を中英語で表記したものは筆者の知るかぎりではロンドンの公文書のなかには見出せないが¹³⁹⁾、これまで検討してきた門衛に関する史料上の用語との関連でいえば、porter は語義の点でラテン語の *janitor* に照応し、warden は語源からアングロ・フランス語の *gardein* に対応していると思われる。しかし、いずれにせよロンドンの市門の門衛に関する史料は断片的にしか存在せず、これらの用語で示された者の相互の関係、職分等については今後の研究に待たねばならない。

5 区民集会と区の役人

ロンドン市政が市参事会員の統治する区(ward)を基盤にしていたことは既に指摘した

138) ちなみに『トロイルスとクリセイデ』は 10 音節 7 行一聯からなるライム・ロイヤル (rime royal) の詩型 (脚韻は ababbcc) をもつ作品である。なおチョーサーの詩の韻律形式については、中世英文学専攻でチョーサー研究者の松田英氏から御教示を得た。記して感謝の意を表したい。

139) なお 1658 年に刊行された著者不詳の *The City Law, Showing the Customes, Franchises, Liberties,...of London* には porter に関する記述がある。そこでは、市門の porters はロンドン市の住民によって選出される旨記されているが、その人数、選出手続、職務内容等の詳細についての記述はない (*ibid.*, p.34)。

通りであるが、市参事会員が区の住民を統括・支配していくうえで重要な役割を果していたのが区民集会 (*wardemotum*, *gardemote*, *wardmoot*) であった。1215 年頃に作成されたと推定される文書には、既に市参事会員が区内の 15 才以上の者をすべて召集して区民集会を開いていることが記されており¹⁴⁰⁾、さらに 1311 年に編纂された *Liber Horn* によれば、主要な区民集会は年 4 回開かれ、そのうちミカエル祭とクリスマスならびに復活祭の前後に開かれる区民集会では、ロンドンの住民として遵守すべきことを周知徹底させるため市の法規が読み上げられることになっていた。なお騎士と聖職者 (clerks) と女性は区民集会への出席を免除されていた¹⁴¹⁾。

ところで、既に述べたように十人組に加入することなくロンドン市内に一昼夜以上滞在することは許されていなかったが、この十人組への加入手続きも区民集会で行なわれることになっていた。アングロ・サクソン時代に起源をもつ十人組制度の目的はその成員の行動に対する集団的保証であり、本来 12 才以上の者はこの十人組に登録されるよう求められてた。しかし、自由土地保有者、家内奉公人や従者、婦人といった人々のように自由土地保有権や主人の存在など既に他の方法によってその行動が保証されている人々についてはその必要がなく、このため十人組制度が対象としていたのは主として農奴であった¹⁴²⁾。ロンドンでも 1419 年編纂の *Liber Albus* の規程では区民集会における十人組への加入対象者は非市民であり、そこでは、区内に居住する非市民は別の区ですでに十人組の成員として受け入れられていたとしても、改めて当該の区民集会で十人組に組み込まれ、宣

140) M. Bateson, "A London Municipal Collection of the Reign of John," *English Historical Review*, XVII, pp. 726-728.

141) *Cal. P. & M.R.*, IV, intro. xxv. なお区民集会の頻度は、1419 年の *Liber Albus* の規定では、市長の令状により年に少なくとも 2 回以上開くことが定められている (*Lib. Albus*, I, 36 [Wh. Bk., pp.32-33])。

142) 小山貞夫『中世イギリスの地方行政』(創文社, 1968 年) 271 頁。

誓したうえで加入金として1ペニーを支払うよう義務づけられている¹⁴³⁾。十人組に組織される年令はロンドンでは12才以上ではなく、区民集会への出席義務年令と同じく15才以上であった¹⁴⁴⁾。十人組への加入にさいして読み上げられた宣誓文によれば、加入者はまずもって国王への忠誠を誓い、さらに治安を守って市の役人に従い、役人が治安を乱す者を捕らえようとする場合には即座にこれに協力し、また区内に詐害密約(covin)が認められるときには、これを撤回させるか市参事会員に通報することを誓っている¹⁴⁵⁾。こうして市参事会員は区民集会を通じて区内の非市民を絶えず十人組に組織し、治安の維持をはかっていたのである。

ロンドンの住民として遵守しなければならない市の慣習や法規は、例年聖ミカエル祭のあとにロンドン中にあまねく知らされることになっており、そのなかには商取引や建築に関する規制と並んで、夜間徘徊や武器携行の禁止など治安に関する事項も含まれていた¹⁴⁶⁾。また、これとは別に区民集会でも住民が守らねばならない日常生活上の規範(articles)が読み上げられ、これに違反する人物(十人組への未加入者、売春婦、夜間徘徊者、規定以上の賃金授受者など)や事柄(詐害密約、火災を惹き起しやすい炉や竈、公有地侵害など)については区民集会で告発し、審問に付すよう定められていた¹⁴⁷⁾。区民集会のたびに繰り返し具体的に提示することによって遵守すべき生活規範を周知徹底させ、住民に対してはこれに従わない人物・行為の告発を義務づけることによって、住民の日常行為は区民の間で相互に監視されていたわけである。一方市参事会員に対しては、自区内に居住また

は滞在する素行不良者(*meffesours, misdoers*)を区民集会において念入りに調査することが求められ、住民の告発によって素行不良者がつきとめられた場合には、市参事会員はただちにシェリフかその配下の役人(baillifs)に命じてこれを捕え、またシェリフや役人が不在の場合は、市参事会員がみずから手で逮捕すべきことが定められていた¹⁴⁸⁾。ロンドンの治安の維持を企図して13世紀末に作成されたと推定される国璽文書も、逮捕された素行不良者があまりに寛大に扱われているため他の素行不良者を唆すことになるとして、シェリフが市長と市参事会員の許可なく逮捕者を釈放することを禁じたうえで、市参事会員には自区内の素行不良者の探索に力を注ぎ、罪状が認められた場合には市長と市参事会員のもとに連行して刑罰を科すと定めた条項が含まれている¹⁴⁹⁾。

暴力行為や窃盜を防ぎ、秩序と治安を確保する方策としてまずもって重視されたのは夜間の外出禁止であり、区民集会でも夜間徘徊癖のある人物は告発の対象となっていた。1282年に定められた法令には晩鐘後の外出を禁ずる条項が含まれ¹⁵⁰⁾、また1285年の法令も、刀剣や盾などの武器を身に着けて晩鐘後に外出することを禁じ、これに違反した場合は<大樽>(Tun)に収容し、翌朝に市長と市参事会員のもとに連行して刑罰を科すことを定めている¹⁵¹⁾。形状が似ているところから<大樽>と呼ばれたこの建物は、ロンドンの目抜き通りコーンヒル(Cornhill)にあり、夜間徘徊者や不審人物用の留置所として1282年に建てられたものであった¹⁵²⁾。その後1363年に国王の命令によって公布された布告によれば、夜間徘徊者はニューゲイト牢獄に送られ、市に罰金を払ったうえでその後の

143) *Lib. Albus*, I, 38 (*Wh. Bk.*, p.34).

144) *Cal. P. & M. R.*, IV, intro. xxv.

145) *Lib. Albus*, I, 315 (*Wh. Bk.*, p.273).

146) *Lib. Albus*, I, 260-280 (*Wh. Bk.*, pp.228-243). cf. *Cal. P. & M.R.*, IV, intro. xxvi-xxvii.

147) *Lib. Albus*, I, 332-336, 337-338 (*Wh. Bk.*, pp.287-290, 290-292). cf. *Cal. P. & M. R.*, VI, intro. xxvi-xxvii.

なおあらゆる違反事項の審問を区民集会で実施するよう市長が各市参事会員に命じた個別事例としては、たとえば *Cal. P. & M. R.*, I, 156.

148) *Lib. Albus*, I, 276-277 (*Wh. Bk.*, p.241).

149) *Cal. L. Bk.*, C, p.16.

150) Riley, *Memorials*, p.21.

151) *Lib. Albus*, I, 275-276 (*Wh. Bk.*, p.240). なおこの法令の制定年代については *Cal. P. & M. R.*, I, intro. xx and n. 5.

152) Stow, *Survey*, I, 188. なおライリーによれば、round houseに留置所の意味があるのはロンドンのこの<大樽>に由来するという(Riley, *Memorials*, p.41, n. 1)。

行動を保証する人物を見出すことができるまではそのまま身柄を拘束されるよう定められている¹⁵³⁾。一方＜大樽＞は、不正を働いたパン屋や粉屋あるいは売春にかかわった人物の留置所として活用されたが¹⁵⁴⁾、1401年には郊外のタイバーンから鉛管を用いてここに飲料水が引かれ、以後＜大樽＞は「コーンヒルの給水塔」(Conduit upon Cornhill)と呼ばれるようになる。このとき、その西側には夜間徘徊者の収容施設として、あらたに一対の曝台(stocks)を備えた「檻」(Cage)と呼ばれる頑丈な留置所が設けられ、＜檻＞の屋上には売春関係者や不正を働いたパン屋や粉屋を罰するための曝台(pillory)が据えられた¹⁵⁵⁾。

ところで上述の1363年の布告では、声望のある人物かあるいはその使用人で正当な理由がある者については夜間外出禁止の適用が除外されており、14世紀に繰り返し出される夜間外出禁止令には一般的に同様の適用除外が記されている。しかしたとえその場合でも、燈火を携帯することなく外出することは禁じられていた¹⁵⁶⁾。ちなみに15世紀初頭までロンドンでは、市を中心部といえども月明りと店舗の窓から漏れる灯り以外には街頭に灯りはなく¹⁵⁷⁾、夜道を行こうと思えば歩行者自身が燈火を携行する必要があったのである。なお14世紀末以降、時計の普及にともない夜間の外出禁止についてもその時刻が明示されるようになり、1391年の布告によれ

ば万聖説(Feast of All Saints, 11月1日)からお告げの祝日(Annunciation, 3月25日)までは夜8時以降、それ以外の期間は夜9時以降の外出が禁止されている¹⁵⁸⁾。

武器の携行を禁ずることも治安を維持するうえでの重要な規制であり、既にみたように1285年の法令は、夜間の外出禁止と結びつけて武器携行の禁止を定めていた。このほか13世紀末の二つの文書は、いずれも武器を身に帯びての夜間の外出を禁じている¹⁵⁹⁾。その後1326年頃の布告では夜警(watch)の任にある者を除いて昼夜を問わず終日武器の携行を禁じており¹⁶⁰⁾、以後同趣旨の禁令が繰り返し出されている。なお一連の禁令のなかでは、夜警の務めを果たす者以外にも、国王、王妃、貴族、騎士など身分の高い者や市の役人については禁令の適用が除外されている¹⁶¹⁾。また既に第2節で触れたように、宿屋の主人は、宿泊客に対して武器の携行が禁じられている旨を通告するとともに、客の武器を預かっておくよう義務づけられていた。

武器の携行を禁じた文書には、しばしば携帯を禁ずる武器が具体的に記されており、一般的な刀剣や盾以外にも弩(crossbow), 石弓(stonebowe, petronel), 短剣(dagger, baselard), 小刀(knife), 斧(hache), 棍棒(club)などが挙げられ、また甲冑(armour, haketton, plate, habergeon)を身に着けて出歩くことも禁じられている¹⁶²⁾。一方、禁令に反して武器を携行した者の処罰は、概略的に武器の没収ならびに投獄と規定されているが¹⁶³⁾、石弓

153) *Cal. L. Bk.*, G, p.154; *Lib. Albus*, I, 387 (*Wh. Bk.*, p. 334).

154) *Lib. Albus*, I, 162, 459-460 (*Wh. Bk.*, pp.145, 396).

155) *Stow, Survey*, I, 191.

156) Riley, *Memorials*, pp.173, 193, 272, 298; *Cal. L. Bk.*, G, pp.3, 150; H, pp.92, 226; *Cal. P. & M. R.*, I, 163; II, 219.

157) ロンドンで最初に街路照明にふれた史料は1404年のものと推定される布告で、クリスマス期間中すべての家の軒先に蠟燭をともしたランタンを吊すよう命じている(*Cal. L. Bk.*, I, p.38)。これ以後クリスマス等の特定の期間に家々の軒先にランタンを吊すよう命じる文書が認められるようになり、1461年には特定の期間を限定せず、夜7時に重さ12ポンド以上の蠟燭をともしたランタンを軒先に吊すよう命じる布告が出されている(R. Monier-Williams, *The Tallow Chandlers of London* [4 vols., 1970-77], III, 79-83)。

158) *Cal. L. Bk.*, H, p.371. このほか時刻を明示して夜間の外出を禁じたものとしてはRiley, *Memorials*, pp.453-454; *Cal. L. Bk.*, H, pp.92, 226; I, p.38. ただし外出禁止の時刻は、季節や状況に応じて午後6時から10時までとまちまちで一定していない。

159) *Lib. Albus*, I, 275-276 (*Wh. Bk.*, p.240); *Cal. L. Bk.*, A, p.213; C, p.16.

160) *Cal. P. & M. R.*, I, 15.

161) 武器の携行を禁じた文書はおおむね禁令の適用除外者にもふれているが、たとえば *Lib. Albus*, I, 275, 387-388 (*Wh. Bk.*, pp.240, 335); *Cal. P. & M. R.*, II, 219; Riley, *Memorials*, p.453; *Cal. L. Bk.*, E, p.70.

162) *Lib. Albus*, I, 278, 388 (*Wh. Bk.*, pp.242, 335); Riley, *Memorials*, pp.192, 268, 453; *Cal. L. Bk.*, E, p.111; H, p.289; *Cal. P. & M. R.*, I, 45.

(stonebowe) を所持した場合にはより詳細な規定があり、違反回数に応じて一回目が石弓の没収、二度目が石弓の没収に加えて 40 ペンスの罰金、そして違反が三度に及べば石弓を没収したうえで投獄と定められていた¹⁶⁴⁾。1320 年 9 月、夜間出歩いているところを見咎められたある司祭は捕らえられ、夜間徘徊者としてひとまずコーンヒルの〈大樽〉に留置されたが、翌日になって凶器を所持していたことが発覚したため、ただちにニューゲイト牢獄に引き渡されている¹⁶⁵⁾。また凶器を使用した場合の処罰についても 1363 年の法令によって細則が定められており、刀剣や小刀などを抜いた場合は——実際に一撃を加えることがなかったとしても——それだけで半マーク (80 ペンス) の罰金ならびにニューゲイト牢獄への 15 日間の投獄、凶器を用いて流血を惹き起した場合は 20 シリング (240 ペンス) の罰金と入獄 40 日、さらにこれは通常の意味では凶器とはいえない難いが、拳で相手を殴打したもののに流血には至らなかった場合に罰金 3 シリング (36 ペンス) と入獄 8 日、拳による殴打が流血を惹き起した場合には罰金 40 ペンスと入獄 12 日と規定され、また流血にいたった犯罪については延引することなく、その日のうちに即座にシェリフに申し立てるよう定められている¹⁶⁶⁾。この法令が定められてほどない 1365 年には、ある男が小刀で司祭を襲って負傷させているが、このとき男は 20 シリングの罰金を支払うまで投獄されており、この 20 シリングという罰金額は上述の規定に照応している。一方同じ年に別の流血事件を惹き起した

163) たとえば 1329 年ならびに 1334 年の布告の規定をみよ (Riley, *Memorials*, pp.172-173, 192-193)。

164) *Lib. Albus*, I, 278 (*Wh. Bk.*, p.242).

165) Riley, *Memorials*, p.140. このほか武器を携行したためニューゲイト牢獄に投獄された事例としては、さしあたり *Cal. L. Bk.*, E, p.82.

166) *Lib. Albus*, I, 388-389, 642 (*Wh. Bk.*, pp.335-336, 556). なおこの規定は 1363 年に定められたものである (*Cal. L. Bk.*, G, p.154 and n. 1)。また規定のなかの罰金と投獄の関係は、*Lib. Albus*, I, 388-389 (英語・フランス語) では *ou* (or) で結ばれ、*ibid.*, 642 (ラテン語) では *et* (and) で結ばれており、史料編纂者はこの違いについて何もふれていないが、本稿ではとりあえず後者の記述に拠った。

男の罰金額は半マーク (80 ペンス) であり、この事件が凶器を用いたものか素手によって惹き起されたものであるかは明らかではないものの、いずれにせよ罰金額は規定の額とは合致していない¹⁶⁷⁾。また 1390 年には区の清掃費を徴収しようとして仕立屋 (tailleur) の家を訪れたブレッドストリート区の警吏 (constable) が、支払いを拒否されて棍棒で殴り倒されるという事件が生じており、このとき市参事会は、仕立屋に對してニューゲイト牢獄への 40 日間の投獄ならびに釈放時における 100 シリングの罰金の支払いを命じ、入獄を金銭を支払うことで回避することは出来ない旨 (without redemption) 申し渡している。ここでは投獄期間は規定通りであるものの、罰金額は規定の額を大幅に上回っている¹⁶⁸⁾。傷害事件の処罰を定めた 1363 年の規定は、実際には、市長や市参事会員やシェリフの裁量によって個々の事例に応じて弾力的に運用されていたのである。

ところで晩鐘後の居酒屋 (tavern) の営業禁止を定めた 1329 年の布告については既に第 3 節でも簡単に触れたが、居酒屋やビール屋 (brewer, ビール醸造業を営みながらビールの小売も行なう) は為政者の側からは素行不良者の溜り場であると見做されていた。上述の 1329 年の布告や 1334 年の布告にはそのような認識が示されており、治安維持を目的として 1334 年に公布された布告は、夜間出歩く素行不良者は他のいかなる場所よりも居酒屋に足繁く出入りし、そこを根城に悪事を働く機会をうかがっていると記している¹⁶⁹⁾。ちなみにある年代記は、1309 年におけるロンドンの居酒屋 (taverner) とビール醸造人 (brewer) の数を、それぞれ 354 と 1334 と伝えている。この数値には徒弟や雇人、また後者の場合には別の職種を生業としながらも副業としてこの仕事にかか

167) *Cal. P. & M. R.*, II, 19, 17.

168) Riley, *Memorials*, p.522. このほか傷害事件によって罰金または投獄の処罰を受けた事例としては *ibid.*, p.371; *Cal. P. & M. R.*, II, 5, 16, 30, 32, 49 etc.

169) Riley, *Memorials*, pp.173, 193.

わっていた者も含まれていると考えられているが¹⁷⁰⁾、14世紀初期のロンドンの人口が30,000～40,000人と推計されていることを思えば¹⁷¹⁾、中世ロンドンの居酒屋やビール醸造人の数はきわめて多かったといわねばならない。それだけに居酒屋やビール屋の営業は厳しく取締られたのであり、規制に反して晩鐘後も営業を続けた場合は、違反回数に応じて最初が40ペニス、以下違反を繰り返すごとに½マーク(80ペニス)、10シリング(120ペニス)、20シリング(1ポンド)と罰金額が増え、違反が5回に及べば永久に営業停止と定められていた¹⁷²⁾。また道徳上好ましからぬ人物と知りながら居酒屋が素姓のあやしい人物を店に引き入れていた場合には、店主に投獄の罰が科せられることになっていた¹⁷³⁾。

こうして、夜間の外出禁止や武器携行の禁止さらには居酒屋の営業規制を定めた布告や法令が繰り返し出されていたが、そのこと自体は、市長や市参事会員が治安を維持するうえでこれらの施策を重視していたことのあらわれであると同時に、これらの施策が現実にはあまり効果をもたなかつたことをも示唆している。すでに述べたように市参事会員は区民集会を通じて区内の素行不良者を念入りに調査し、一方住民は定められた規範に従わない人物を区民集会の場で告発するよう義務づけられていた。区民集会で告発の対象となっているのは一般的には特定の日時に生じた一回限りの行為ではなく、一定の期間持続している「常態」である。たとえば、区民集会で告発の対象となっている夜間徘徊者は、禁じられた時刻以降に区内を徘徊する習癖をもつ人物（常習者）であり、売春に関してもい

170) Thrupp, *Merchant*, p.42.

171) Williams, *Medieval London*, p.315.

172) *Lib. Albus*, I, 276 (*Wh. Bk.*, p.240-241); Riley, *Memorials*, pp.173, 193. このほか繰り返し出される居酒屋やビール屋の夜間の営業規制に関する布告としては、さしあたり *Cal. P. & M. R.*, I, 154; Riley, *Memorials*, p.273; *Cal. L. Bk.*, C, p.16; G, pp.3, 271; H, pp. 27, 81. なお14世紀末以降は営業禁止の時刻（午後9時が一般的）が明示されるようになる。

173) *Lib. Albus*, I, 276 (*Wh. Bk.*, p.241).

えば特定の日時の売春行為そのものではなく、売春婦や売春斡旋人あるいは売春宿の経営者として区内で日常生活を営んでいるという「常況」こそが告発の対象となるのである¹⁷⁴⁾。いずれにせよ、区民集会における告発・審理の記録を通して¹⁷⁵⁾、われわれは社会の秩序や治安という側面から、当時の人々の生活の一端を垣間見ることができるであろう。

区民集会の記録には夜間徘徊者(nightwalker)の告発事例がきわめて多く、そこから当時の人々に「夜間徘徊者」として認識されていた者たちの実態を窺い知ることができる。1340年にはブロードストリート区、ウォールブルック区、ダウゲイト区、キャンドルウィックスストリート区の合同審問の場で3人の男が夜間徘徊者として告発されているが、審問記録によれば、彼等は立派な身なりをし気前よく金を使っているにもかかわらず、どのようにして生活費を稼ぎ出しているかについては誰一人として知る者がない、とされている。また別の合同審問では、一人の男が、日中は惰眠をむさぼりながら夜になると町をうろつきまわっているとして、さらにエセックス出身の男については、刀剣と盾を身に帯びて夜の町を徘徊し、素姓のあやしげな者たちと連んでいるとして告発されている¹⁷⁶⁾。

174) *Lib. Albus*, I, 338, 337 (*Wh. Bk.*, p.291).

175) 残念なことに中世ロンドンの区民集会における告発・審理の記録は体系的には残されておらず、利用しうる記録は量的にも限られているが、以下の史料集の該当箇所にはそのうちのいくつかが収められており、区民集会での告発・審理の実態を窺い知ることができる。Riley, *Memorials*, pp.86-89; *Cal. L. Bk.*, D, pp.262-267; *Cal. P. & M. R.*, I, 108-109, 124-126, 188-189; II, 139-140; IV, 115-141, 150-159; R. W. Chambers and M. Daunt eds., *A Book of London English 1384-1425* (1931), pp.121-136.

176) *Cal. P. & M. R.*, I, 126, 125. なおこの事例にみるように、*ibid.*, 124-126に収録されている審問では3区または4区からなる陪審団(jury)による合同審問が実施されており、トマスは、この合同審問形式は個々の区の通常の独立した審問から発達したものであり、単独の区ごとの審問はこの時期（1340年）には既に旧式な慣行(ancient institution)になっていたとしている(*ibid.*, 124, n.1)。しかし80年後の1421-1422年の記録では各区ごとにその区のみの陪審団によって審問がなされており(*Cal. P. & M. R.*, IV, 115-141, 150-159)，トマスの見解についてはなお検討の余地があるものと思われる。

また 1371 年にはビリングスゲイト区の区民集会である男が、常習の夜間徘徊者であり、かつまた夜分には賽子遊びに興じて近隣に迷惑を及ぼしているとして告発されている。このとき男は全面的に嫌疑を否定したが、陪審団の評決によれば、この男は夜になると街頭にたって市民の娘や妻や女使用人に声をかけ、同衾しようとして強引に連れ去るのを常としていた。さらに、賽子遊びについては近所迷惑というほどではないにしても、日頃の振舞いが総じて近隣の安寧を妨げているため、この男がビリングスゲイト区内に居住するのは相応しくないと認定されており、結局は牢獄送りになっている¹⁷⁷⁾。また一つの区だけでなく複数の区で告発されている事例もみられ、1331 年にはチープ区、タワー区、クリップルゲイト区の 3 区で告発を受けた男の記録が残されている。この男は、チープ区での告発によれば常習の夜間徘徊者であって、昼間は余所者や見知らぬ人物を居酒屋に誘い入れていかさま博打で欺くのを常としており、同様にクリップルゲイト区では居酒屋に人を誘い込み、賽子賭博を強要しているとして告発され、さらにタワー区の告発によれば、治安を乱す暴漢にして夜間徘徊者であり、放埒で騒々しい人物 (rorere) であった。さらに別の男が同じ年にヴィントリー区やクリップルゲイト区をはじめいくつかの区で告発を受けているが、クリップルゲイト区の告発によれば、この男は売春婦を伴って頻繁に居酒屋に入りしている常習の夜間徘徊者で、家賃収入があるかのように装っているものの実際にはそんなものではなく、また正業に就いてもいないのに身なりは立派に着飾っていた。上述の 2 例の男は、いずれも嫌疑を否定したもののが結局有罪となり投獄されている¹⁷⁸⁾。区民集会の審問記録が明らかにしているところによれば、夜間徘徊者と見做されていた者は、一般的には賽子賭博や売春婦とかかわりをもつことの多い定職を持たない人物であり、素行不

良者やならず者とほぼ同義であった。また、居酒屋が賭博や売春に恰好の場を提供することも多かったのである。

区民集会ではまた、売春関係の告発事例も多い。売春は治安というよりも風紀上の問題であったが、売春には犯罪がらみの素行不良者がかかることが多いことも多かったから、売春の取締りはおのずと治安対策としての側面をもっていた。1422 年にはクリップルゲイト区の区民集会で一軒の蒸し風呂屋 (stew-house) が告発の対象になっており、審問記録には、この蒸し風呂屋が売春婦と売春斡旋人の巣であり、泥棒や情婦を伴った聖職者が寄り集まつくるため市の名誉を著しく汚し、近隣の人々と通行人にも危害を与えていると記されている。この年プロードストリート区の区民集会では、一組の夫婦が自宅で蒸し風呂屋を経営する売春斡旋人 (common baws) であるとして告発され、またビショップスゲイト区でも、不特定多数の男性に繰り返し売春を斡旋していた合わせて 5 名の男女が告発されている¹⁷⁹⁾。1338 年にはファーリンドン区で 2 人の女性が売春婦として告発されているが、この 2 人は姉妹であって札付きの無法者たちを匿っていた。また同じファーリンドン区で翌 1339 年に告発された凶器を身に帯びていたならず者の場合は、上述の事例とは対照的に、男の方が売春婦たちを匿っていたとされている¹⁸⁰⁾。いずれにせよ治安上好ましからぬ人物は区民集会の告発によって絶えず監視・摘発され、区民集会は治安対策の面でも重要な役割を果していたのである。

市参事会員が区内の治安を維持していくうえで、これを現実的に支えていたのは区の役人であるビードル (beadle, 各区 1 名) と警吏 (constable, 区によって 2 ~ 21 名) であって、彼らは毎年、他の役人とともに区民集会で選出され

177) *Cal. P. & M. R.*, IV, 154, 131, 124. なお中世ロンドンの売春と蒸し風呂屋については、さしあたり拙稿「14 世紀のロンドンっ子——底辺に生きる人々——」(『一橋研究』第 1 卷 2 号, 1976 年) 88~92 頁参照。

178) Riley, *Memorials*, pp.86-87.

るならわしであった¹⁸¹⁾。

ビードルの主要任務の一つは情報収集活動であり、就任にさいして行なう宣誓によれば、強盗や詐害密約の咎で訴えられている人物や売春婦ならびに売春宿の経営者などが区内に居住していることが判明したときには、これを放置することなくその氏名をただちに市参事会員に通報し、市参事会員がこれらの者を15日以内に放逐できなかった場合には、その氏名を即座に市長に知らしめるよう義務づけられていた。さらに乱闘事件を惹き起したり刀剣など凶器を使用した人物については、これを市の収入役かシェリフに通報し、彼らが治安維持の目的で定められた手続きに従って当該人物から罰金を徴収できるよう手配するのもビードルの職務であった¹⁸²⁾。

風紀に関する取締まりもビードルの任務であって、1300年には区民集会の告発を受けてビードルの指揮のもと、売春婦たちが隠れ住む一軒の家屋が近隣の人々によって破壊され、11枚の戸と5ヶ所の窓が——恐らく仮差押え(*sequestration*)の措置として——持ち去られている¹⁸³⁾。またビードルが、売春婦やその客の逮捕にあたっていることを示す多くの史料も残されている¹⁸⁴⁾。他方1339年には各区のビードルが、治安の維持に努め素行不良者や評判の思わしくない人物を区内から一掃する旨誓約している¹⁸⁵⁾。実際、治安維持の任務を負ってビードル

自身が暴漢や素行不良者の逮捕にあたることも多く、逮捕のおりにビードルの身に危険が及ぶことも少なくなかったのである。1300年1月、各区のビードルは市長と市参事会員のもとに召集され、各自が棍棒を所持するよう命ぜられているが、同年9月には、抜刀沙汰に及んだ騒動を取り鎮めようと棍棒をもって駆けつけたダウゲイト区のビードルが、逆に反撃されて打ちのめされるという事件が生じている¹⁸⁶⁾。またロンドンの検屍官文書(*Coroners Rolls*)は、1322年7月、晩鐘後「治安を守るために」ウォールブルック区の路上で警戒にあたっていたビードルが、来合わせた男に斧槍(*Gysarme*)で突き刺され、脳にまで達する長さ6インチの傷を負って2日後に死んだことを伝えている¹⁸⁷⁾。ビードルの職務内容は本来きわめて多岐にわたっているが¹⁸⁸⁾、なかでも治安維持に直接かかわる領域が大きな比重を占めていたのである。

一方、警吏の職務はより密接に治安の確保にかかわっていた。就任時の警吏の宣誓には、第一にみずから権限に従って治安の維持に努め、公共の平穏を害する暴動や乱闘や諍を惹き起した者についてはこれをすべて捕らえてシェリフに引渡すことが謳われており、さらに、そのような悪行を為した者が力尽くで立ち向かってきた場合には、叫喚追跡の叫びを挙げ、通りから通りへ区から区へと逮捕に至るまで追跡する義務を負うことが記されている。また治安を乱す行為のみならず総じて不法行為全般についての捜査・摘発も警吏に課せられた職務であった¹⁸⁹⁾。さらに1364年の法令は、治安を乱す者の検束にあたっては各区の警吏に全権を付与する旨定めている¹⁹⁰⁾。

警吏の職務の遂行には、ビードル同様当然危

181) *Lib. Albus*, I, 38 (*Wh. Bk.*, p.34). なお警吏の数は1422年の数値に拠る (*Cal. P. & M. R.*, IV, 116. 第1表参照)。

182) *Lib. Albus*, I, 313-314 (*Wh. Bk.*, p.272). なお「ビードル」を意味する語としてロンドンでは *bedellus* や *bedelle* 以外にしばしば *serviens* が用いられている (*Cal. E. M. C. R.*, p.160, n. 3)。

183) *Cal. E. M. C. R.*, pp.218-219; A. H. Thomas, intro. to *Cal. P. & M. R.*, IV, xxviii-xxix. なお同様に売春宿の窓や戸がビードルによって取り去られた事例としては *Cal. E. M. C. R.*, p.211; *Cal. P. & M. R.*, II, 57.

184) 1401-1439年にかけて売春行為のために捕らえられた者の氏名が多数ロンドンの公文書 *Letter Book* に残されているが (*Cal. L. Bk.*, I, pp.273-286), その多くがビードルか警吏または両者の協力のもとに逮捕されている。

185) *Cal. P. & M. R.*, I, 116.

186) Riley, *Memorials*, p.42; *Cal. E. M. C. R.*, pp.86-87.

187) *Cal. Coroners R.*, p.62. このほか危害を加えられたビードルの事例としては *Cal. E. M. C. R.*, pp.125-126, 174; *Cal. P. & M. R.*, I, 33.

188) ビードルの職務については、さしあたりその就任宣誓 (*Lib. Albus*, I, 313-314 [*Wh. Bk.*, pp.272-273]) を参照。

189) *Lib. Albus*, I, 312-313 (*Wh. Bk.*, p.271).

190) *Cal. L. Bk. G*, pp.197-198.

険がつきまとっていた。1387年には一人の男がファーリンドン区の床屋に押し入り、店の主人を刃物で襲って重傷を負わせたうえ、たまたま現場近くを通りかかってこれを取り押えようとした市参事会員に対しても抜刀して抵抗するという事件が生じているが、このとき騒動を聞きつけて駆けつけた区の警吏は、男を捕らえようとして逆に短剣で切りつけられ負傷している¹⁹¹⁾。ちなみに市参事会員自身が治安を乱す者の逮捕にあたるのは、上述の事例のように市参事会員が偶然事件の現場近くに居合せた場合に限られ、通常はもっぱらビードルと警吏がその役割を担っていたのである。

ところで中世のロンドンに警吏は何人ぐらいいたのであろうか。第1表は、1422年1月に就任した警吏と1598年に刊行されたストウの『ロンドン通覧』(Survey of London)に記載された警吏の数を示したものである¹⁹²⁾。ロンドンの人口は1400年頃に45,000人、1500年頃75,000人、1600年頃に186,000人と推定されて

いるので¹⁹³⁾、仮に1422年の人口を50,000人と見做せば、15世紀初頭には単純平均で人口約230人に1人の割合で警吏が存在したことになる。一方急激な人口増にもかかわらず、ストウの時代の警吏の数は1422年からほとんど増えていない。したがってこの時代警吏1人当りの人口は800人を越し、警吏1人で1422年の約3.5倍の住民を受け持つ計算になる。警吏1人当りの住民数という点からみるとロンドンの治安状態は16世紀以降急速に悪化していくものと思われるのである。なお10エーカー(約200メートル四方)当りの警吏の数をみてみると、あきらかに市壁内の中央部からテムズ側沿いの区に警吏の多いことがみてとれる(第1表および図2参照)。ちなみに単位面積当たりでみた場合には、ブリッジ区はファーリンドンウィズアウト区の約20倍の警吏を要していたことになる。この数値はおそらく各区の人口密度を反映しており、ここからわれわれは中世ロンドンの人口の分布状況を窺い知ることができるのである。

以上みてきたように市参事会員の手足となり、治安の維持に重要な役割を担っていたのはビードルと警吏であったが、こうした役職にない一般の住民もまた犯人の逮捕に協力する義務を負わされていた。1285年に公布された布告は、犯行現場に居合せた者や何らかの方法で犯罪の発生を知りえた者は全力を傾注して犯人の逮捕に努め、さらに、その場で犯人を捕らえられなかった場合には叫喚追跡の呼びを挙げて犯人を追跡し、また、叫喚追跡の呼び声を耳にした者は何をさしあいても犯人を逮捕すべく駆けつけなければならず、これを怠った場合には重い罰金が科せられると定めている¹⁹⁴⁾。1285年はワインチェスター法が制定された年であり、上述の布告の内容もワインチェスター法の規定と符合している。その後1311年の法令にも、犯罪目撃者は犯人逮捕の義務を負い、これに従わない場

191) Riley, *Memorials*, pp.490-491. このほか危害を加えられた警吏の事例としては *Cal. P. & M. R.*, I, 124, 183-184; II, 5.

192) 各区の面積については、1961年の*Census of Greater London*, XIII, Table 3に拠った。ただし現在は市壁の内外にまたがっているコールマンストリート区は、中世においては市壁外の地域を含んでいない。したがってこの市壁外の面積をセンサスの数値から減ずる必要があるが、筆者がロンドンのGuildhall Library, London and Middlesex Archaeological Society, London Topographical Society の3ヶ所に問合せたところ、不可解なことに、いずれもコールマンストリート区の市壁外の面積については把握しておらず、その数値を記した公的資料も存在しないとのことであった。そこでコールマンストリート区についてはLondon Topographical Society のHon. SecretaryであるP. フレイザー氏(P. Frazer)が協会発行の教区地図(London Topographical Society publication No.92)にもとづいて個人的に算出してくださった市壁外の面積15エーカーをセンサスの数値から減じて提示してある。フレイザー氏には記して感謝の意を表したい。またクリップルゲイト区は区としては分割されたことはなく終始一つの区であるが、*Cal. P. & M. R.*, IV, 116においては警吏の数がCripplegate WithinとCripplegate Withoutに分けて示されているので、この区についてはBaddeley, Cripplegate, p. x iiiの数値(Within 20.6エーカー, Without 42.6エーカー)によって便宜上市壁の内外の面積をそれぞれ21エーカーと42エーカーとに分けて提示してある。

193) R. Gray, *A History of London*, pp.90, 330-331.

194) *Lib. Albus*, I, 280-281 (*Wh. Bk.*, p.244).

第1表 警吏の数

区の名称	面積 (エーカー)	1422年		1598年
		警吏の数	10エーカー当りの 警吏の数*	警吏の数
ブリッジ	Bridge	10	17	17.00
ブレッドストリート	Bread Street	10	15	15.00
チープ	Cheap	13	13	10.00
クイーンハイズ	Queenhithe	13	10	7.69
ビリングスゲイト	Billingsgate	12	9	7.50
ヴィントリー	Vintry	12	8	6.67
コーンヒル	Cornhill	6	4	6.67
ウォールブルック	Walbrook	10	6	6.00
ラングボーン	Langbourn	15	8	5.33
ダウゲイト	Dowgate	15	8	5.33
ファーリンドンウィズイン	Farringdon Within	40	21	5.25
コードウェイナー	Cordwainer	10	5	5.00
キャンドルウィック	Candlewick	8	4	5.00
ライムストリート	Lime Street	8	4	5.00
クリップルゲイト (ウィズイン)	Cripplegate (Within)	21	8	3.81
タワー	Tower	28	10	3.57
バシショー	Bassishaw	6	2	3.33
ブロードストリート	Broad Street	29	9	3.10
オールダーズゲイト	Aldersgate	28	8	2.86
コールマンストリート	Coleman Street	16	4	2.50
キャッスルベイナード	Castle Baynard	28	5	1.79
オールドゲイト	Aldgate	34	6	1.76
ポートソークン	Portsoken	39	6	1.54
ビショップスゲイト	Bishopsgate	61	7	1.15
クリップルゲイト (ウィズアウト)	Cripplegate (Without)	42	4	0.95
ファーリンドンウィズアウト	Farringdon Without	149	13	0.87
	計 663	計 214	平均 3.23	計 229

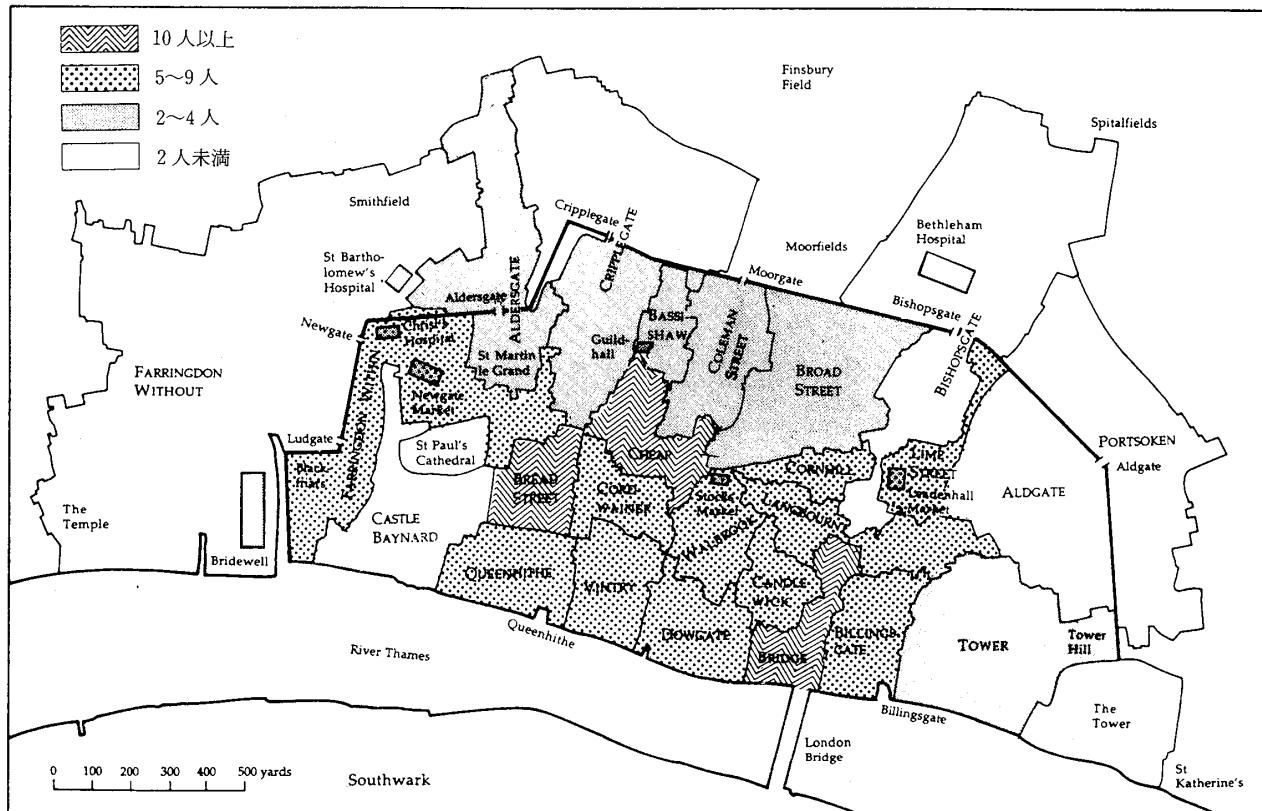
1422年: *Cal. P. & M. R.*, IV, 116.1598年: J. Stow, *A Survey of London* (警吏の数は、各区に関する途述の末尾にそれぞれ記されている)

※小数第3位を4捨5入

合は投獄に処すとする条項が認められ¹⁹⁵⁾、以

後、犯人の逮捕にあたってはまずもって、市の役人に協力し、役人が不在の場合は、何人も犯人を逮捕しこれをシェリフのもとに拘引する権

195) *Cal. L. Bk.*, D, p.286.



第1表にもとづき作成

図2 10エーカー当たりの警吏の数

限を有すると明記した法令や布告が繰り返し出されている¹⁹⁶⁾。

こうしてロンドンの住民は区民として市参事会員の統治下に入り、区民集会等を通じて絶えず監視・取締りの対象として存在するとともに、みずからも秩序と治安を守る活動に加わるよう義務づけられていた。ビードルや警吏に選任されて治安維持の職務に就いた者は人口比のうえではさほど多くなかったとしても、住民の多くは、その生涯のうちに何度か叫喚追跡の掛け声に応じ、犯人の逮捕活動に加わったことであろう。1339年には、一人の仕立工がある男を襲って暴行を加え、ニューゲイト牢獄に投獄されているが、このとき仕立工は、叫喚追跡の呼び声に呼応して駆けつけた近隣の人々の手で捕えられて

いる。また1301年に、窓を打ち破り一包の布地を盗み出そうとしていた賊がオールドゲイト区のビードルによって取り押さえられたのは、まさに叫喚追跡による近隣の人々の助勢があったからであった。あるいは、1305年には一人の男の訴えによって10名に及ぶ者が捕えられるという事件が生じているが、その折の原告の申し立てによれば、この10名の被告によって男は無理やり自宅から引きずり出され、暴行を加えられて半死半生の重傷を負ったものの、母親が叫喚追跡の呼びを挙げたため、これを聞いて駆けつけた近隣の人々によって助け出され九死に一生を得たのであった¹⁹⁷⁾。こうして人々は叫喚追跡を通じてみずから直接犯人の逮捕にかかり、この叫喚追跡の伝統が19世紀のディケンズの時代まで蜿蜒と引き継がれ、犯罪は住民みずからの手で取締るという自警の精神が育まれる

196) Riley, *Memorials*, pp.174, 272; *Cal. L. Bk.*, G, p.102; *Cal. P. & M. R.*, I, 164; *Lib. Albus*, I, 388 (*Wh. Bk.*, p.335).

197) *Cal. P. & M. R.*, I, 114; *Cal. E. M. C. R.*, pp.120, 193.

ことになったのである。

以下に取り上げる 1302 年の事件もまた、叫喚追跡によって犯人が捕らえられたことを示す一つの事例である。事件は 1302 年 6 月の深夜に起きている。すなわちその夜、6 人の男がウォールブルック区のビードルを含む 9 人の一団を襲い暴行をふるったとして捕えられ、コーンヒルの〈大樽〉に留置されたのであった。このとき被告が罪状を否認したため陪審団による審理が実施されその記録が残っているが、それによれば、6 名中 3 名は犯行に加わらなかったとして釈放されたものの、残りの 3 名がセント・ポール大寺院の鐘が真夜中の 12 時を打っているさなかに上述の一団への暴行に及んだと認定されている。そしてその折、角笛と喚声による叫喚追跡が起こり、これに呼応して隣接区からも助勢の人々が駆けつけ、結局被告たちは取り押さえられたのであった¹⁹⁸⁾。なおこのとき陪審団は、被告の一人マネタス (Manettus) が事件の前日の深夜にも仲間とともに酒樽に石を詰め、これを路上で転がして回り、付近の住民を不安

に陥れたことを明らかにしており、中世ロンドンの無法者の生態の一端を窺わせている。

ところで上述の事例で襲われた 9 名の一団は、実はこの夜、夜警 (watch) を担当したウォールブルック区の夜警団であり、夜間の警戒を任務とし無法者の取締りにあたる夜警団であったからこそ、本来外出が禁じられている時間に街頭をうろついていたマネタスたちとの間に衝突も生じたのであった。そしてこの夜警を核とする Watch and Ward と呼ばれる自警制度は、冒頭でも触れたように 1285 年のワインチェスター法で確立され、以後 19 世紀に至るまで連綿と引き継がれていったのであった。ロンドンの住民もまた、輪番によって夜警の任務に就く義務を負い、みずから夜間の治安を保持する役割を担ったのであって、そのことがまた自警精神の涵養に預かってちからがあったのである。そこで続編では、この Watch and Ward に焦点を当てながら、中世ロンドンの治安維持の在り方を考察してみたい。

参照文献略記形一覧

Baddeley, <i>Cripplegate</i>	J. J. Baddeley, <i>Cripplegate; One of the Twenty-six Wards of the City of London</i> (1921)
Beaven, <i>Aldermen</i>	A. B. Beaven, <i>The Aldermen of the City of London</i> (2 vols., 1908-13)
Bird, <i>Turbulent London</i>	R. Bird, <i>The Turbulent London of Richard II</i> (1949)
Cal. Coroners R.	<i>Calendar of Coroners Rolls of the City of London, 1300-1378</i> , ed. by R. R. Sharpe (1914)
Cal. E. M. C. R.	<i>Calendar of Early Mayors' Court Rolls</i> , ed. by A.H.Thomas (1924)
Cal. L. Bk.	<i>Calendar of Letter-Books of the City of London</i> , ed. by R. R. Sharpe (11 vols., 1899-1912)
Cal. P. & M. R.	<i>Calendar of Plea and Memoranda Rolls of the City of London, 1323-1437</i> , ed. by A. H. Thomas (4 vols., 1926-43)
Harben, <i>London</i>	E. A. Harben, <i>A Dictionary of London being Notes Topographical and Historical Relating to the Streets and Principal Buildings in the City of London</i> (1918)
Jones, <i>Corporation</i>	P. E. Jones, <i>The Corporation of London, Its Origin, Constitution Powers and Duties</i> (1950)

198) *Ibid.*, pp.124-125

- Lib. Albus* *Munimenta Gildhallae Londoniensis; Liber Albus, Liber Custumarum, et Liber Horn*, vols. I and III, *Liber Albus*, ed. by H. T. Riley (2 vols., 1859–62)
- Riley, Memorials* *Memorials of London and London Life, in the XIIIth, XIVth, and XVth Centuries, A.D. 1276-1419*, trans. and ed. by H. T. Riley (1868)
- Stow, Survey* J. Stow, *A Survey of London*, ed. by C. L. Kingsford (2 vols., 1908)
- Thrupp, Merchant* S. L. Thrupp, *The Merchant Class of Medieval London, 1300-1500* (1948)
- Wh. Bk.* *Liber Albus: The White Book of the City of London*, trans. by H. T. Riley (1861)
- William, Medieval London* G. A. Williams, *Medieval London from Commune to Capital* (1970)